

議事日程第3号

令和5年9月15日（金曜日） 午前9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（7番～10番）

町長の施政方針（所信表明）に対する質問（3番、4番）

日程第3 議案の委員会付託 8件

認定第1号 令和4年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定について

出席議員（12名）

議長 大 沢 まり子	1番 鈴 木 篤 志	2番 広 川 大 介
3番 山 田 徹	5番 可 児 さとみ	6番 鈴 木 秀 和
7番 清 水 亮 太	8番 奥 村 悟	9番 伏 屋 光 幸
10番 高 山 由 行	11番 岡 本 隆 子	12番 谷 口 鈴 男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 辺 幸 伸	教 育 長 奥 村 恒 也
総 務 部 長 各 務 元 規	民 生 部 長 中 村 治 彦

建設部長	早川 均	企画調整 担当参事	田中 克典
教育参事兼 学校教育課長	筒井 幹次	総務防災課長	古川 孝
企画課長	山田 敏寛	環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長	金子 文仁
亜炭鉱廃坑 対策室長	木村 公彦	税務課長	丸山 浩史
住民環境課長	高木 雅春	保険長寿課長	大久保 嘉博
福祉課長	日比野 浩士	農林課長	渡辺 一直
上下水道課長	可児 英治	建設課長	石原 昭治
会計管理者	塚本 政文	生涯学習課長	日比野 克彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	土谷 浩輝	議会事務局 書記	井戸 芳枝
--------	-------	-------------	-------

開議の宣告

議長（大沢まり子君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、本日の会議は、インターネット配信用にビデオカメラによる撮影をいたしますので御了承ください。

また、岐阜新聞社様より撮影の依頼がありましたので、これを許可いたします。

会議録署名議員の指名

議長（大沢まり子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 奥村悟君、9番 伏屋光幸君の2名を指名いたします。

一般質問及び町長の施政方針（所信表明）に対する質問

議長（大沢まり子君）

日程第2、一般質問及び町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行います。

受付順序に従って発言を許します。

一般質問と施政方針（所信表明）に対する質問がある方は、一般質問の後に町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行ってください。

なお、申合せにより、一般質問の上限時間を60分、町長への施政方針（所信表明）に対する質問時間の上限時間を20分と決めさせていただきました。

質問、答弁とも簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

5番 可児さとみさん。

質問は、一問一答方式の申出がありましたので、これを許可いたします。

5番（可児さとみ君）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、2項目質問させていただきます。

私は、日頃ボランティアで町に関わりながら、もっと町民が自由に精力的に町に関わってける環境にできないものかという思いから議会に一歩足を踏み入れ、議員となり1か月半とな

りました。今日は初の質問ということで、一体何から始めようか大変迷いましたが、日頃の活動から始めたいと思います。

御嵩駅前にある大寺山願興寺は、令和8年完成の予定でただいま大修理中です。およそ11億5,000万円もかけて修理するのは、国の重要文化財でもあり町の貴重な宝であるからです。しかしながら、御嵩町民にこの願興寺の貴重な価値について、あまり認識されていないと気づきました。霊宝殿に収められている、これも国の重要文化財である24体の仏像群の存在や価値も知られていないのが実情です。令和8年の完成後、近隣市町村、県下、または全国へと広くお伝えするために、町民全体にこの宝の価値を周知していくことが重要だと考え、微力ながら種まき活動をしている最中です。

願興寺に限らず、御嵩町は豊かな自然や歴史、文化、地域に根差した風土、風習、この地ならではの宝がたくさんあります。これらの宝を知り、その価値と魅力をどんどん町外へ伝えていきたいと考えています。現在まで、生活様式の変化や世代が変わるたびに御嵩のことをよく知る人が減り、私を含め御嵩のことをよく知らない人が増えてきています。辛うじて私が小さい頃は、近所の神社仏閣が遊び場となり、それぞれの季節に祭りや行事など歴史や文化を体験してきました。振り返れば、それらには存在の意味、継続して行ってきた理由があり、今後も伝承していかなければならないものが数多くあります。

また、御嵩の財産でもある自然、森林についても、私の祖父など、昔は林業など山仕事にも携わっていたことから、家の中に山仕事の道具があったり、樹木を加工生産する製材所が近くにあったり、山にお弁当を持って遊びに行くなど、自然の大切さ、守るべきものを子供なりに知ることができました。今、子供たちは、体験を通して町のことを自然に知る機会が減ってきています。改めて、町民も子供たちも御嵩のことをよく知り、自信を持って御嵩の宝を広めていくことがこれからの活気ある御嵩町をつくる礎の一つとなるのではないかと考えています。

岐阜県教育ビジョン、基本的な考え方に、ふるさとに誇りを持ち、「清流の国ぎふ」を担う子供たちの育成とありました。言い換えれば、ふるさと御嵩に誇りを持ち、将来の御嵩を担う子供たちを育成するということです。御嵩町教育の中の学校教育方針に、郷土御嵩を愛し、人間性豊かな児童・生徒の育成とうたっています。子供たちがこの御嵩にいるからこそ、恵まれた豊かな自然や歴史、文化など、この町についてしっかりと学ぶことが望まれます。それが子供たちの自慢となり、誇りとなり、将来を担う自信へとつながっていくのではないかと考えています。

前置きが長くなりましたが、質問をさせていただきます。

まず1つ目、町内の小・中学校におけるふるさと教育について、3点質問いたします。

1点目、各小・中学校において、どのようなふるさと教育に取り組まれていますか。学校区、

内容など、それぞれ取組が違うのでしょうか。

2点目、全町として共通するふるさと教育の内容があれば教えてください。また、どのように行われていますか。

3点目、今後のふるさと教育の内容、課題はありますか。方法、講師選定などについて、予定や計画があれば教えてください。

以上、3点御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

おはようございます。

今可児さとみ議員の一般質問を聞きながら、FMららを聞いているような錯覚になりそうになりました。どうぞよろしく願いいたします。

可児議員の御質問にお答えをさせていただきます。

四季折々の草花や生き物、それから野辺を渡る風やその香り、そして地域の様々な行事、人々との関わり、私たちは五感を通してふるさとを感じ、ふるさとへの思いを募らせてきました。しかし、現代社会では、インターネットやSNS、テレビゲーム等の普及、新型コロナウイルス感染症の拡大、異常気象など、子供たちを取り巻く環境が大きく変化してきました。子供たちが野山を駆け巡って遊ぶ姿もほとんど見られなくなってきました。コロナ禍の影響で地域の行事も自粛され、人と人との関わりも希薄になってきたと憂慮もされております。

こうした状況において、議員も御指摘のとおり、御嵩町の子供たちにふるさと御嵩町を知り、御嵩町への思いをより豊かなものとしていくふるさと教育の重要性は、ますます大きくなってきていると考えております。

御嵩町では、平成11年度からふるさとふれあい夢づくり事業を推進し、本年度で25年目となります。これまで各学校では、地域に生きる多くの人たちと触れ合う体験活動を教科の学習や総合的な学習の時間等に積極的に取り入れ、継続的、計画的に実践し、多くの成果を上げてきております。

それでは、1点目の御質問、町内各小・中学校において、どのようなふるさと教育に取り組まれているか。校区、内容等、それぞれ取組が違うのかについてお答えをさせていただきます。

今申しましたように、各小・中学校では、ふるさとふれあい夢づくり事業を通して、それぞれの地域の特色を生かしたふるさと教育を実践しております。代表的な取組を各中学校区について紹介をさせていただきます。

まず上之郷中学校区では、小学校では、地域の方を講師に招いた栽培学習やスマート農業、

森林学習などを行っています。中学校では、触五山茶園活動を核に、地域の方と共に取り組む茶園の除草作業や地域に出かけてのお茶の販売活動など、地域に密着したふるさと学習を行っています。また、小・中学校共通して、防災教育や地域の方を招いたふるさと講話を行っています。

次に、向陽中学校区では、まず小学校では、栽培活動や里山体験活動、福祉体験活動、またクラブ活動で地域の方に講師をお願いして、手芸や木工などを学んでおります。中学校では、ボランティア活動で地域の行事に参加したり、中山道を御嶽宿から伏見宿まで実際に歩く体験活動などに取り組んだりしています。また、1年生は、総合的な学習の時間を使って、自ら課題を持ち、御嵩町内の環境調査を行ったり、史跡を巡ったり、名鉄広見線を利用して校区を超えた地域の環境や歴史を学んだりする学習に取り組んだりしています。

共和中学校区では、小学校では、栽培活動、防災教室、交通環境や歴史を学ぶ学習に取り組んでいます。中学校では、中山道を主とした御嵩町の歴史学習、地域の水質や森林について調査し、地域の環境について考える環境学習などに取り組んでいます。

以上のように、どの小・中学校においても、地域の方や偲歴会、水土里隊、文化協会等の活動団体の方々、また地元の施設や企業の方々の理解と協力を得て、体験を通して御嵩町について学ぶふるさと学習に積極的に取り組んでいます。

次に、御質問の2点目、全町として共通するふるさと教育の内容はあるか、具体的にどのように行われているかについてお答えをします。

ふるさと教育に関わる共通した学習は、主に小学校低学年の生活科、そして中学年から社会科といった教科を通して学んでいます。低学年の生活科では、身近な地域を知るために町探検に出かけ、自分たちの住んでいる地域の様子について学ぶ学習を行っています。また、植物や昆虫などの観察をしたり、野菜などの栽培や成長の様子を観察したり、収穫したりする体験を通して、自分たちの住む町の自然や季節を学ぶ学習が位置づいています。

中学年では、社会科の授業で、地域の地理や産業、歴史、文化等について学ぶ学習が位置づいています。副教材として、社会科副読本「わたしたちの町みたけ」を教育委員会で編集、発行し、教科書の内容に沿いながら御嵩町について学べるよう各校に配付し、活用できるようにしています。

高学年や中学校では、それまでの地域学習を発展させ、総合的な学習の時間などで御嵩町の歴史や文化、環境等について掘り下げて学ぶ学習を位置づけています。中学校では、ボランティア活動や職場体験活動を通して、地域の人々の思いに触れたり、地域の産業や地域で働く人の思いを学んだりする学習を位置づけています。このように、御嵩町の子供たちは、共通して地域に足を運んだり、地域の方と触れ合ったりしながら、学年の発達に応じて地域を知り、地

域に働きかける学習を行っています。

次に、御質問の3点目、今後のふるさと教育に課題はあるか、方法や講師選定について、その予定や計画があるかについてお答えをします。

ふるさと教育を継続的、計画的に推進していくためには、事前の準備や打合せ、地域の理解や協力が必要となります。また、新たなアイデアの創出や地域人材の確保、掘り起こし等も課題となってきます。ふるさと学習は大切だが、それに向けての準備に手間と時間がかかってしまう、それが学校の負担になってしまうという声も実際現場から聞こえてきております。こうした課題に対して、例えば上之郷中学校では、学校の職員に代わって学校運営協議会が主になって、地域学校協働活動として地元の著名な方と学校をつなぎ、具体的な打合せを行い、ふるさとふれあい講話を実施したという事例もございます。

このように、ふるさと教育の充実のためには、学校運営協議会の協力や地域学校協働活動の充実が必要不可欠です。今後、学校に負担が集中することなく、ふるさと教育のさらなる継続、発展に向けて、地域学校協働活動において、地域人材の確保や事前の準備などが担えるよう、その充実に努めてまいります。ふるさと教育の推進は、御嵩町教育・夢プランにおいても重要事業の一つに位置づいております。可児議員も言われましたように、子供たちが地域の自然や文化、地域の方たちと触れ合う体験を通して、ふるさと御嵩への愛着や誇りが持てるよう、豊かな心を育てていきたいと思っております。子供たちに御嵩町の宝物は、御嵩町の自慢はと聞いたときに、一人一人の子供からその子なりの答えがすぐに返ってくるような、そして将来の御嵩町を担う人材の育成ということからも、ふるさと教育の充実を目指してまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみ君）

ただいまは大変詳しく丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

日頃より各小・中学校において、手厚くふるさと教育をされているということが本当によく分かりました。そして、3番の質問のところで、各小・中学校のふるさと教育をするために、本当にたくさんの準備とか手配には御苦労をかけていると思いますけれども、基本的に学習指導要領の学習はしていかなければいけない。その上に、またこちらとしては、ふるさとにも目を向けてくださいというふうなお願いをしたり、それをまた実践をしていただいているので、本当にありがたいことだと思います。ありがとうございます。

それで、広くふるさとを知る、また地域の人と触れ合う機会がたくさん持てている御嵩の

小・中学生は本当に幸せだと思うんですが、こうやって広くふるさとを知る中で、それぞれがやはり興味を持ち、より深く知りたいと子供たちが思えば、選択制でクラブ活動とか課外活動などに発展するのも自主的な活動としていいですし、本人の興味から湧いているわけですから、より学習が深くなる、また地域にも愛着が湧くということですね。先ほども教育長が言われましたとおり、子供たちに御嵩の自慢は、誇りはと聞いて、即座に自分の思っている意見が言えるようになると本当にいい御嵩町になると思います。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に参ります。

町の情報発信、広報についてです。

御嵩町では、フェイスブック、インスタグラム、ツイッター、LINE、ユーチューブなど、SNS、ソーシャルネットワーキングサービスを用いて情報発信をしていると思います。ソーシャルネットワーキングサービス、SNSと以下言います。顔の見える知人から自分の知らない遠くの人にまで情報が届くのがメリットだと思い、私も個人やグループのアカウントを持って、目的を持ちながら使い分けていきたいと思っていますが、まだまだ修行中です。個人なら修業中で済むのですが、町として発信しているのですからそういうわけにもいきません。

大切な情報や重要な連絡、町への関心を引く魅力、イベント情報など、欲しい人に正しく届けられているか、また誠意や意欲が感じられるか、町の活気をも伝えることがあると感じています。様々なSNSの特性を生かし、効果的な情報発信ができているのか、個人としても団体としても投稿は本当に難しいです。評判も落としかねないのが怖いところでもあります。以前も、清水議員や、ほかにもSNSの取扱いについて質問や提案をされており、再三となりますが、御嵩町としていま一つどのように取り組まれているのか分かりませんので、具体的にお尋ねしたいと思います。

1点目、SNSを利用して発信している情報内容と発信元を教えてください。2点目、情報発信の管理、または把握は町でされていますか。3点目、目的、対象者別に効果を検証し、方法の改善を図っていますか。以上3点、御答弁をお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

それでは、可児議員の情報発信、広報についてと題しての3つの質問にお答えさせていただきます。

議員の質問と同様な質問を令和5年第1回定例会において、清水議員より行政の情報発信戦略についてと題して質問があり、当時の副町長が答弁しておりますので、一部答弁が重複しますが、御了承をお願いいたします。

御指摘いただきましたとおり、行政のSNSによる情報発信は多くの課題があり、非常に有効な情報伝達手段である一方、その使い方を誤れば非常に悪い影響が生じることから、発信者としての行政の責任は非常に重いと認識しています。町では、旧ツイッターやLINEなど、SNSは比較的早くに取り入れましたが、行政としてのSNSによる発信内容や管理体制を明確にするため、御嵩町公式ツイッターの運用に関する要綱や御嵩町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを定めて今日まで運用しております。

それでは、質問の1点目、SNSで発信している情報の内容と発信元についてです。

情報の内容の考え方については後ほど答弁いたします。

発信元につきましては、御嵩町ではSNSのそれぞれの特性を生かして、各課の担当者が行事等に合わせて発信するほか、各課がホームページに掲載した内容を広報担当者がSNSに投稿しています。

次に、2点目の情報発信の管理、把握についてです。

先ほど御紹介した要綱及びガイドラインにおいて、情報発信の管理、把握について定めています。情報発信の管理は、各課において発信担当者を定め、所属長の決定を得て発信を行うこととしております。また、情報発信の把握は、所属長が定期的に発信内容を確認することで把握を行うことになっています。

情報の内容についても、管理のルールを具体的に定めています。原則どの内容も所属長の決定を得ることになっていますが、既に一般に周知されている事項、イベント、競技会などの状況や結果、法令などで定められている事項、ササユリの開花状況など自然の状況で一般に明らか話題、これらは随時発信をあらかじめ認めています。逆に、信頼性が確保できない事項、政治的行為に関するもの、施策の意思形成過程にある事項などは発信してはならないと定めて管理しています。

最後に、効果の検証や方法の改善についてです。

SNSの効果の検証の一つとして、第5次総合計画に掲げる地域情報の発信強化の施策において、令和7年度までにSNSのフォロワー数4,000カウントの目標を定めており、令和5年3月末時点で、フェイスブックなど各SNSの合計登録数は4,666カウントと目標値を達成しています。また、フェイスブックや旧ツイッターのX、インスタグラム、ブログなどから、町ホームページのアクセスを合計2,381件確認しています。中でもフェイスブックやXからのアクセス者が82%を占め、この2つのSNSでの発信が効果的であると分析しており、今後もこれらを中心に活用して情報発信に努めてまいります。現在、町民の皆様と車座懇談会を実施しておりますので、SNSについてもいただいた意見を参考に情報発信の改善に取り組んでいきたいと考えています。

SNSは、これまでの自らが訪ねて情報を取りに行くホームページや広報紙と異なり、登録していれば、情報を取りに行かなくてもリアルタイムで情報が自動取得でき、またそこから様々な人の目に触れる重要な伝達手段であります。今後もより多くの人に御嵩町の情報が伝わるよう、様々なSNSの特性を生かして効果的な情報発信を行ってまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみ君）

ただいまは質問に対するお答え、御丁寧にありがとうございます。

それぞれの課に任せているということですが、管理をですね、投稿数に関しても町として全体は管理はされていないということだと思いますけれども、中でも、特に町民が参加できるイベントとか講演会、展示会、発表会など、分かれて発信元が送っているものですから、なかなか町民に伝わりにくい。その課の発信元に行かないと見られないという状況なので、そういうものは一括して、町のフェイスブックがありますよね、町のフェイスブックで、できれば、いわゆる掲示板のように一括に発信するということがあると非常に便利だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

1か所で集約して発信をしたらという御提案だと思いますが、それぞれの情報というのは各課がしっかり細かいことを管理しております。詳しい内容を知っていないと、間違った情報とか、そういったものを流してしまうことのほうがかえって有害になるということがありますので、今の段階では各担当課で所属長の管理の下発信するということが適切な情報が発信できるという形でやっておりますので、御理解をいただければと思います。

[5番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5番 可児さとみさん。

5番（可児さとみ君）

一括では間違いのもとになるということで控えていらっしゃると思うんですけれども、併せて、個人や団体、ボランティアなどでなかなか活発な活動を御嵩町では繰り広げられていると思いますが、防災無線の「こうほうみたけ」などでは比較的広報をされていると思いますが、

そのような民間の活動に関しては、町外の方から見たら、御嵩町を知る上では結構重要な部分ではないかなと思うんですけども、そちらのほうもやっぱりさらに無理ということですね。

議長（大沢まり子君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

おっしゃるとおりで、これもやっぱり SNS の要綱の中で町政情報を発信するということになっております。もしかして各団体さんの情報を仮に発信をしてしまうと、それが不正確な情報であったり、不用意な記述が結果的に意図しない問題を発生させる場合もありますので、町政情報に限らせていただいていますので、よろしく願いいたします。

[5 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

5 番 可児さとみさん。

5 番（可児さとみ君）

ありがとうございます。

先ほどのお答えの中に、検証とか改善というところでお答えいただきましたが、今、各 SNS のフォロワーの登録数の目標があって、4,000 を超えているということで目標は達成はできていると思うんですが、それは情報発信の土台ができつつあるというか、できたにすぎないんですね。そのフォロワー数に、いかにこれからフォロワーが増えていく、御嵩に興味を持っていただいて、どんどん情報を受け取ってくださる皆さんが増えるということは、こちらもどんどんどんどん投稿を増やしていかなければいけないと思います。

以前の清水議員の質問の際に、元副町長がお答えになったところでは、投稿数もどんどん増やしていくということで、そのときは3月だったんですけども、既に今9月になりまして6か月たったんですけども、その間に目覚ましい投稿数の増えがなかったもんですから、今回質問にも至ったわけなんですけども、本当に SNS は、ホームページも行かない、広報「ほっとみたけ」も読まない、防災無線の「こうほうみたけ」も聞かないという方がとてもたくさんいらっしゃると思うので、そういう方々に本当に手の中で受け取れる情報としてはすごく活用できると思うので、活用は重要だということはおっしゃいましたけれども、まだまだ活用が足りないと思うので、ぜひどんどん広報をしていただきたいと思います。

特に最近気づいたのは、行事などのお知らせを1回するだけではなくて、御嵩町の講演会とか環境教室の参加とか、そういうのはなかなか集まりが悪いのがちょっと御嵩の実情なので、それを広報しっ放しではなくて、状況を見ながら追加募集をしたり、お誘いをしたりという小まめな投稿、そういうのが、費用があまりかからずにできるのが SNS だと思いますので、行

事の際も小まめな情報発信。ホームページを更新していくのはなかなか大変とか、紙面で広報を作るのはとても大変で手間もかかります、費用もかかるとは思いますが、SNSは低いコストで、まめに更新していくことが非常に効果が上がると思いますので、それをやっていただきたいと思っております。今後とも投稿を増やして、小まめに更新していただいて、住民の方に情報をお届け願います。

それでは、2項目について今日は丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。今回初めての一般質問で、言葉選びとかが及ばずに分かりにくい点が多々あったかとは思いますが、丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

私は、地元コミュニティーラジオFMららにおいて、御嵩町提供「よってりゃあみたけ情報局」のコーナーのパーソナリティーとして、たくさんの職員の方々や町内で活躍する住民の方々と一緒に、町外の方々、または遠くのリスナーさんに向けて御嵩のすばらしい情報を正しく分かりやすく楽しくお伝えしようと放送してきましたが、今後とも町民の皆さんとコミュニケーションを取り、協力して御嵩に住んでいてよかった、御嵩に住みたい、安心して暮らせるだけでなく、幸福度の高い御嵩町、魅力ある御嵩町を情報発信していきたいと思っております。町長の言われる「好きです！みたけ」ファンクラブ構想には大変期待をしております。また、皆さんと一緒に御嵩を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願います。

それでは初めての一般質問を以上で終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、可児さとみさんの一般質問を終わります。

続きまして、1番 鈴木篤志君。

1番（鈴木篤志君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

新人議員としてたくさんいろんなことを質問したいんですが、本日私からは、御嵩町で育つ子供たちの教育現場について質問をさせていただきます。

私自身4人の子供を育てる親として、またPTAや学校運営協議会などの役を通じて、教育現場の生の声を聞かせていただく機会があります。物価高騰、新型コロナウイルスの影響など、様々な社会問題から少子高齢化が進む日本国内ではありますが、どれだけ子供たちが少ない地域であっても、安心・安全な学びの場は必要不可欠です。その子供たちが安心・安全な学びの場、学校生活を送れるのは、教育現場に携わる全ての方々による並々ならぬ御尽力のおかげです。一保護者として深くお礼申し上げます。

そんな教育現場ではありますが、日本を含め先進国では、教員不足という大きな課題に直面しております。そこで、教員不足対策として、岐阜県では、大学、短大などを卒業後に県内の

小・中学校の教諭として7年以上県内で勤務することで奨学金の補助をするなど、教育に携わる人材育成に力を入れていると存じ上げます。御嵩町でも、教育現場の労働時間や労務環境の改善、いわゆる働き方改革に取り組んでいただいています。私がお聞きするところによりますと、教員が担う業務の量もまだまだ多く、いまだに教職員一人一人の業務の負担が大きいと存じ上げます。

教育現場の働き方改革の一環として、中学校の部活動のように外部の人材を招き入れることや公民館や各種団体、地域住民の皆様との連携が不可欠です。地域との連携、いわゆるコミュニティ・スクールとして、御嵩町に学校運営協議会が平成27年の上之郷小学校から始まり、令和2年に共和中学校に設置されて、町内の6校全てがコミュニティ・スクールとなったと存じます。

また、同じく令和2年には地域学校協働本部も設置されました。コミュニティ・スクールの件では、令和2年第4回定例会では奥村悟議員、令和5年第1回定例会では安藤雅子議員も一般質問をされております。

御嵩町では、子供たちと地域をつなぐ取組が各種団体と連携し、数多くの体験学習やイベントなども進められていますが、新型コロナウイルスの影響から、地域全体とのつながりが希薄となってしまったこともあり、地域の方々に子供たちの学びの場にある数多くの問題が認知されていないのではと感じる部分もあります。

また、さきに述べましたとおり、全国的にも教員不足の中、学習面での障害を持つ児童の増加から、特別支援クラスの児童数も年々増えています。御嵩小学校を例にしますと、私の長男が2019年まで御嵩小学校の特別支援クラスに在籍してしまし、その当時は特別支援クラスの児童数が15名程度でした。当時と比較すると、今年度の支援クラスの児童数は30名と約倍に増えています。一方で、児童数が増えていても、特別支援クラスの教員、支援員は不足しております。これは御嵩町に限らず、近隣市町村でも同様の問題があるということです。

ここから私の質問です。御嵩町内の小・中学校の児童に対して、教員や支援員の人数は適正でしょうか。2つ目、全国的な教員の不足から、御嵩町の教育現場への影響はありますか。3つ目、特別支援クラスの児童増加に対する専門職員の人材確保、人材育成の進捗状況はいかがでしょうか。4番目、コミュニティ・スクールの目指す姿に対する取組状況とその成果はありますか。5番目、教育現場の現況を町民はどの程度理解されていますか、また地域の情報共有、連携を図る上で、町民の声は教育現場で届いていますか。以上5つの質問の御回答をよろしくお願いたします。

議長（大沢まり子君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

それでは、鈴木篤志議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育現場の現状について地域の方々に知っていただき、地域ぐるみで子供たちを育てていくということは、今まさに国を挙げてその体制づくりや取組の充実を図っているところでございます。議員には、教育現場における今日的な課題について、その幾つかの点について御質問をいただきましたので、順にお答えをさせていただきます。

まず1点目の御嵩町内の小・中学校の児童に対して、教員や支援員の人数は適正かについてお答えをさせていただきます。

初めに、御嵩町の小・中学校に配置されている教員数について御説明をさせていただきます。少し分かりづらい説明になるかもしれませんが、お許してください。

学校の教員の数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められています。各学校に配置される県が給与を負担する県費負担教職員、その数は、法律に基づいて児童・生徒数や学級数によって定められる基礎定数と言われる基本的な教員の数と、それから少人数指導やいじめや不登校など、学校が個々に抱える課題解決のために、毎年度の県の予算の範囲内で特例的に配置される加配定数と呼ばれる教員の数によって決まってきます。

御嵩町では、管理職を除いた基礎定数が本年度90名、そして加配定数が10名の計100名が県費としての配置される教員の数となっております。しかしながら、教員の不足から3人が未配置となっており、現時点では97名の県費の教員が配置されているという状況にあります。また、同じく県費では、少人数指導やそれから特別な支援を要する児童・生徒への指導に当たるなどの非常勤講師が各学校の実情に応じて計18名配置をされております。

次に、御嵩町の会計年度任用職員としましては、17名の学習支援員を各小・中学校に配置し、特別支援学級の子供たちや通常学級において支援が必要な子供たちへの指導に当たっております。このほかにも、教育相談員や図書館司書、通訳、用務員、スクールサポートスタッフ、安全サポーターなど、24名を円滑な学校運営を進めるために配置をしております。

また、御嵩町では、低学年におけるきめ細かな指導の充実を目指して、30人未満学級を平成24年度から実施しております。本年度は、御嵩小学校の1年生と2年生で実施をしており、町費の講師を2名配置し、1年生では県の基準ですと3学級であるところを4学級で、また2年生では2学級であるところを3学級で編制をし、少人数できめの細かい指導の実現を図っております。より多くの教員が子供たちに関わることで、個に寄り添った指導の充実を図ることができます。

町費の学習支援員については、各学校の実情、規模、町の予算によって、学校からの要望に

対して最大限対応をしており、また年度の途中においても、県費の教員や学校状況に変動があれば、その都度学校や財政と協議をし、新たな支援員の配置も行っているところです。ただ、法令、予算、また人材の確保という点から、県費や町費で配置できる教員の数に限りがあるということも事実です。

子供たちにとってよりよい学びの環境を整えていくために、各学校では、教員だけではなく、これまでも地域の方の協力や学校間の連携などを通して、子供たちへの指導の充実を図っています。例えば地域の方に家庭科の裁縫の授業に講師で来ていただいたりとか、英語の授業に東濃高校の生徒さんに来ていただいたりして、子供たちの学びの充実に取り組んでいるところです。

教員不足が懸念されている現状ではありますが、それを補うマネジメントを工夫することで、これからも地域の方々の力も得ながら教員の負担軽減を図り、子供たちの健全育成を目指してまいります。

次に、2点目の御質問、全国的な教員の不足から、御嵩町の教育現場への影響はについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、全国的に教員不足が課題となっております。各県では、教員の確保に向けて採用試験の早期実施、大学3年生の前倒し受験、教職の魅力発信等、様々な施策を講じており、岐阜県でも、議員に紹介いただきました奨学金返済への補助などの取組が進められております。御嵩町への影響につきましては、当然岐阜県の全体の教員が不足することで、さきに申し上げたように、本来配置されるはずの教員が配置されないというような状況が起き、学校現場に負担がかかるという事態も生じてきてまいります。今後、定年延長、再任用、講師の確保、新規採用等の動向について注視しながら、御嵩町における教員の確保に努めてまいります。

次に、3点目の御質問、特別支援クラスの児童増加に対する専門職員の人材確保、人材育成の進捗状況はについてお答えをします。

人材確保につきましては、特別支援学校との交流人事で、現在御嵩小学校に加配の教頭を配置し、御嵩町全体の特別支援教育について、専門的な立場から指導、助言できる体制を取っております。また、長年特別支援教育に携わってきたベテランの教員を再任用や常勤講師として任用し、専門的な知識や指導方法等について、後進の指導にも当たっていただいております。

人材育成という点につきましては、御嵩町から特別支援学校へ教員を研修派遣し、特別支援教育について専門的な知識や技能を身につけ、研修後に御嵩町の特別支援教育をリードできるような人事交流を行っております。また、若手の教員に対しては、特別支援教育に関わる機会を意図的に設けたり、特別支援学級の担任に配置したりして、経験年数に応じた研修を積みなが

ら個々のスキルアップが図られるよう人材育成に努めているところです。

特別支援教育は、個に寄り添う教育の原点であると考えております。全ての教員はもちろん、保護者、そして地域の方々の理解と協力を得ながら、特別支援教育の充実を図っていききたいと考えております。

次に、4点目の御質問、コミュニティ・スクールの目指す姿に対する取組状況とその成果はについてお答えをします。

学校運営協議会は、地域と共にある学校づくりを目指し、学校、保護者及び地域住民等の信頼関係を深め、一体となって子供たちの健全育成に取り組んでいくための母体となる組織です。それぞれの立場にある者が当事者意識を持って学校づくりに主体的に参画していくことが重要です。そのために、令和5年第1回定例会で安藤雅子議員の一般質問にお答えをしたように、学校運営協議会の在り方についての研修を実施したり、委員の方に様々な研修の場の紹介と提供を行ったりして、理解と協力を得られるよう取り組んでいるところです。

こうした取組を通し、学校運営協議会の学校運営に対する主体的な参画意識が高まってきており、地域学校協働活動への広がりも見られ、先ほど可児さとみ議員の御質問にお答えしたようなふるさと教育の充実や、議員の1点目の御質問でお答えをしたような教員不足を補う取組などにもつながってきております。今後も、保護者や地域の方々に、地域と共にある学校づくりへの理解と協力を求めていくよう取り組んでまいります。

最後に、5点目の御質問、教育現場の現状を町民はどの程度理解されているか、また地域との情報共有、連携を図る上で、町民の声は教育現場に届いているかについてお答えをします。

学校の教育活動については、学校運営協議会、地域学校協働本部、参観日や保護者懇談会、学校だよりやホームページ等、様々な場や方法で情報を発信しております。一方で、子供たちの登下校の見守りや地域での子供たちの姿から、進んで学校の様子に目を向けてくださる地域の方々も大変多くいらっしゃいます。町民の多くの方に学校教育について情報が届き、学校教育の現状についての理解や協力が得られるよう、今後も積極的な情報発信に努めてまいります。

また、学校教育に関わる様々な声につきましては、学校や教育委員会に対して、子供たちの様子や学びへの支援のこと、教員の負担軽減に関わること等々、学校運営協議会の委員や保護者、地域の方、そしてここにいらっしゃる議員の皆さん方から、直接、間接に多くの声を届けていただいております。今後もより多くの方に学校教育に関心を寄せていただき、共に子供たちを育てていく機運が高まっていく御嵩町となるよう、情報発信を積極的に行うとともに、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、受け止めていくよう努めてまいります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[1番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

1 番 鈴木篤志君。

1 番（鈴木篤志君）

とても詳しい説明、丁寧な説明を本当にありがとうございます。

1 点だけ追加で質問させていただいてよろしいですか。

各学校の学校運営協議会、これは物すごく重要な団体なんですけれど、活動方法などがそれぞれやっぱり違うと思うんですよね。これに対して交流じゃないですけど、情報共有というのがとても少ないというのか、僕も学校運営協議会委員になってもう4年ほどたつと思うんですが、コロナ禍ということもあるんですけど、協議会委員に任命されてからは一度もそういう交流みたいなのがなかったんですけど、今後そのような場を設けていただくことというのは可能なのでしょうか、お願いします。

議長（大沢まり子君）

教育長 奥村恒也君。

教育長（奥村恒也君）

再質問にお答えをさせていただきます。

今御指摘いただいたようなお声は、実は先日、教育の方針と重点の夢プランの検討会議でもやはり同じようなお声をいただいております。今後、各小・中学校において、運営協議会が行われているそれぞれの委員の方々について、どこかで交流の機会というものが持てるような場を検討していきたいというふうに考えております。また、その節はよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔1 番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

1 番 鈴木篤志君。

1 番（鈴木篤志君）

ありがとうございます。

実際に自分が子育てに関わっていないと分からないことばかりだと思います。

今朝の中日新聞でもありましたが、岐阜羽島の高校にあるPTAでは、保護者の学級委員を廃止して、行事ごとに有志を募るなど、いろんな見直しをしているということを読みました。私も一地域住民として、登下校の子供の見守りを御嵩駅のところでやらせていただいておりますが、自ら現状を知る機会をつくるために行動することも必要なことではないでしょうか。そのきっかけをつくるための情報共有などもでき、もっとたくさんの方々知ってもらえたら、地域全体で子供たちにとって安心・安全な優しい町になっていくと思ひます。

以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、鈴木篤志君の一般質問を終わります。

引き続き、鈴木篤志君の町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行います。

1 番 鈴木篤志君。

1 番（鈴木篤志君）

施政方針に対する質問をさせていただきます。

改めまして、渡辺幸伸町長、初当選おめでとうございます。

私が質問したい件は、町長が掲げた5つの柱のうち1つ目、政策総点検の中にありました車座懇談会についてです。

公務のお忙しい中、連日の車座懇談会の御開催ありがとうございます。先日、私も岡本議員と中公民館で行われた車座懇談会に参加させていただきました。その日も町長はとても親身になって、町民の困り事やこれからのまちづくりに必要な声をたくさん聞いていらっしゃいました。

ですが一方で、お仕事の都合での時間の面、健康面など様々な理由から、参加したくてもできないという住民の方々からの声もあります。中には、団体でも、少人数であることを理由に個別の懇談会の申込みをためらう方もいらっしゃいました。また、大きな輪の中では声の大きな人がいるとなかなか言いたいことを言い出せないという方もいらっしゃると思います。もちろんそういった方たちのために車座懇談会に参加した方へは、QRコードつきの用紙を、町広報紙「ほっとみたけ」には記入して投函できるはがき型の用紙をつけたりと、個別に町民の声を聞いていただけるような対応もしっかりと取っていただいていることも存じております。

それでも、まだまだ町内で何かをしたくてもどうしたらいいのか、こんなことをしてみたいが、どうすれば実現できるのかなど、思っているけど、声を上げられない方はたくさんいらっしゃいます。町民の中には自治会に加入していなく、回覧板を見られなかった、ホームページを見られない環境など、様々な理由がある方もいますので、本期間が終わった後も、できましたら何かしらの形で町民の声を直接聞いていただける機会を設けていただく方法など、何か考えはありますでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

おはようございます。

鈴木議員から、車座懇談会についてということで御質問を受けました。

車座懇談会につきましては、議員の方々、オブザーバーではございますけれども、各地区地区で御参加いただきましてありがとうございます。生の声を皆さんからいただいておりますので、ぜひ今後も御活用いただけたらというふうに思っております。

現在、この車座懇談会につきましては、自治会の皆様を対象としたもの、あるいは御近所や友人同士での小規模の集まりからの申出によるもの、それから各団体等の会議の場に寄せていただくもの、これら3つの方法で行っております。おおむね1週間に2回から3回程度、多いときにはそれを超えるペースもございますが、お伺いをし、これまでに計17回、合計で342件ほどの意見を聞かせていただいております。

自治会につきましては、町内4地区を順に回りまして、10月下旬から11月上旬をめどに全自治会の皆様からのお声をお聞きする計画で御案内をしておりますけれども、御都合により出席できなかった方、あるいはまだ御意見をお持ちの方については、団体の自治会からでも結構ですし、御近所や友人同士などの集まりで申込みいただけるよう、その後も随時募集をしていきたいというふうに思っております。また、これらの方法いずれにもよれない場合についても、ある程度一定柔軟に対応させていただきたいと考えておりますので、御相談いただければというふうに思っております。

また、来年度以降も何らかの形で、町民の皆様からの声を直接お聞きする場を設けていきたいと考えておりますし、これからのイベントの際など、皆様にお会いできる機会を見つけまして、ぜひ御意見をお聞かせいただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[1番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

1番 鈴木篤志君。

1番（鈴木篤志君）

御回答ありがとうございます。しっかりとしたフォローアップを考えていただけると聞いてとても安心しました。

御嵩町は、私の中では、元気で活発な町民が多いというイメージがありますが、一方でなかなか声を上げられない方もいます。SDGsの理念でありますNo one will be left behind、誰一人取り残さない、これを渡辺町長の町民の声を聞くという形からぜひ実現して、今後ますます町民に寄り添った市政となりますことを期待しております。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、鈴木篤志君の町長の施政方針（所信表明）に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時20分といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時20分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

一般質問を行います。

9番 伏屋光幸君。

9番（伏屋光幸君）

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

この後にちょっとしゃべることが、通告書は出すのが8月の下旬でありましたので、これから読むのがちょっと季節がずれておりますので、提出したとおりにやらさせていただきますので、よろしくをお願いします。

暦の上では立春が過ぎ、気候的には朝夕涼しくなるのが普通の季節であり、猛暑が続いている異常気象、8月15日に台風7号が紀伊半島に上陸、鳥取に線状降水帯が発生して水害被害が発生しました。この地方は、台風の東側に当たっていましたが、大きな被害がなく幸いでありました。

今回、伏見小学校大規模改造の早期実現についての質問は、私自身5回目の質問になります。町長が代わられましたので、令和4年度よりのお話をさせていただきます。

1つ目として、令和3年10月29日、陳情書を前御嵩町長と前教育長に提出。地元地区自治会長が中心で3,427名の方々から賛同署名をいただきました。地元住民代表から、伏見地区住民、子供たちのため、最優先は校舎大改造、一日も早い実現を願い陳情書を提出され、地元議員としまして我々も同行をさせていただきました。

嘆願書の内容について少し説明をさせていただきます。伏見小学校の校舎は、南舎と北舎の2棟で、南舎は昭和41年から昭和42年度に新築、築53年を経過しています。北舎は昭和54年度に新築、こちらは築41年を経過しております。御嵩町の小学校、中学校の中でも一番古い校舎になります。老朽化が著しく、外装塗装、屋根防水など数々の補修工事を行い現在に至っております。それにもかかわらず、雨漏り、トイレの水漏れ、子供たちが学ぶ教育環境は劣悪な状態です。

トイレの大便器は和式であり、児童がトイレを我慢するなど、排便に大変な負担を強いています。大規模改造は令和4年度から工事が進み、2か年で工事を終え、令和6年4月から校舎

の入校、利用できることをお願い申し上げるという内容の陳情書です。新庁舎建設第一、最優先の町の方針から、学校教育環境整備第一に方針を定め、将来の子供たちの未来のために安全・安心な学校教育を整えるよう、3,427名の署名をもって早期実現ができるように嘆願をいたしました。以上が嘆願書の原文であります。

2つ目といたしまして、同じ令和3年12月1日に、伏見小学校校舎大規模改造の早期実現を求める嘆願書提出の報告についてという回覧としまして各自治会長にお願いをいたしました。伏見地区の町民に周知をいたしました。簡単に回覧の内容を説明します。町長室では、副町長、総務部長が同席、代表者が嘆願書を町長に手渡しました。町長の第一声が、無駄なことをしてくれたと言われました。耐震化のしていない庁舎と中保育園が先で、これが決まらない限り、伏見小学校校舎大規模改造にゴーサインは出せない。興奮のあまり、思わず新庁舎関係に64億7,000万円がかかると言われました。この計画は、当初27億円、それが64億7,000万円に膨らんでいることを言われましたが、その予算額は、現時点で議員は何の説明も受けておりませんでした。

その後、教育長と教育参事にお会いし、教育長に代表者が嘆願書を手渡しました。教育長は、署名者3,427名の重みを感じ、素直に受け取られました。これは教育長ですが、私は町長と歩調を合わせて、伏見小学校大規模改造について一生懸命行っていると言われましたが、なぜ食い違うかなという疑問を同行した皆さんは思いました。10月5日、PTA本部役員、これ伏見小学校のことですが、運営委員会役員に、予定では令和4年4月に着工、令和6年4月に完成と説明をされています。教育長の発言については疑問を感じました。

町長、教育長の双方に、11月10日までに文書にて回答を要求しましたが、11月5日に副町長より文書での回答はできないと代表者に連絡があったそうです。その後、新庁舎に78億円と跳ね上がりました、総事業費が。また、伏見小学校改造事業は、地元住民に嫌がらせをしたと受け取れます。まるで小学校の児童、職員、父兄たちを人質に取った行為としか思えません。

3番目に、御嵩町は、令和3年10月10日、岐阜県教育委員会教育財務課課長へ御嵩町教育委員会学校教育課課長より令和4年度の建設計画の取下げ届け書を提出されております。事業名は、学校施設環境改善交付金長寿命化改良事業、学校名、御嵩町立伏見小学校、取下げ理由として、諸般の事情によると。このことを私が知ったのは、令和4年に入ってから知りましたが、令和4年3月に前教育長は1年の任期を残して退職をされています。私は、令和3年12月議会の一般質問で、元の教育長に今回と同じ伏見小学校大規模改造の早期実現について質問をいたしました。取下げ行為は同じ令和3年12月ですね。

ここで質問をさせていただきます。

1つ目、なぜ伏見小学校大規模改造をするための補助金、国庫交付金を取り上げたのか。2

つ目、現在工事中のトイレの改修しかなしないのか。3番目、今年度補正予算にて設計委託がありました。本気で伏見小学校の大規模改造を進めますか、具体的な計画を立てていますかという以上の質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、伏屋光幸議員からの御質問にお答えをいたします。

御質問は、伏見小学校校舎大規模改造の早期実現について3点いただいております。1点目と2点目は私から、3点目の御質問には町長から答弁を差し上げたいと思います。

初めに、1点目の御質問、なぜ伏見小学校校舎大規模改造をするための補助金、国庫交付金を取り下げたのかについてであります。

国や県のあらゆる補助金や交付金は、通常、市町村が事業を実施する遅くとも前の年度には申請を行い、予算の裏づけとして、当該年度の市町村の当初予算に相当する金額を計上することが必要になります。御嵩町では、令和4年度の当初予算編成に当たり、耐震性能が確保されていない新庁舎や中保育園などを最優先とする方針によりまして、伏見小学校大規模改造関連予算の計上が見送られる状況となり、事業の開始時期が不確定な中、令和4年度に着工を予定する国庫交付金の申請は、町の当初予算との整合が取れないということから、町の判断として取り下げ届を提出したものであります。

一方、新庁舎、中保育園等の事業開始のめどが立ち、伏見小学校大規模改造についても開始できる状況になった場合には、いち早く事業着手ができるよう検討を行い、国庫交付金を受けず、町単独事業による事業実施を模索する中で、起債対応であれば、仮に令和4年度途中で事業開始が決まった場合でも年度内の対応が可能で、実質的な町負担額も低く抑えられることも想定できたことから、単独事業、いわゆる起債対応による実施を想定したものであります。

次に、2点目の御質問、伏見小学校校舎のトイレの改修しかなしないのかについてお答えをいたします。

昨年9月に町内各公民館等で開催されました新庁舎等整備事業説明会の中で、町民の方から伏見小学校大規模改造に関連する質疑があり、渡邊前町長から、耐震性のない施設が優先される、庁舎等と同時にやると言ってきたが、できなくなった。トイレの改修だけやる。耐震化がスタートすれば伏見小もスタートする、命の問題であるという趣旨の説明があり、町の方針として、伏見小学校大規模改造が開始されるまでの間、特に不具合や御要望の多いトイレ改修を先行することとした上で、大規模改造工事の設計の中からトイレ部分の工事を抜き出し、先行発注したものであり、継続して大規模改造工事への移行ができるよう準備を整えてきたもので

あります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

それでは、伏屋議員からの質問、今年度の補正予算に設計委託があるが、本気で伏見小学校校舎大規模改造を進めるかについてお答えを申し上げます。

伏見小学校は、南舎の竣工から50年以上が経過しておりまして、雨漏りやトイレの老朽化など、至るところで不具合や不便が生じていることは御承知のとおりでございます。今回、私自身の町長選の立候補に当たり、伏見小学校大規模改造については、令和4年度から工事を開始するという当初の町の計画がまだ実施されていないため、保護者や児童の高まる期待にいち早く応えたいという思いから、選挙公約においても、安全・安心な暮らしの確保という観点からも、伏見小学校大規模改造についてはいち早く対応しますとお示してきたものでございます。今回、補正予算による業務委託により、物価高騰に伴う資機材単価の見直しや一部設計修正を行い、今後は事業費と工事期間などを精査し、現時点の思いといたしましては、来年度の工事着手を目指してまいりたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

9番 伏屋光幸君。

9番（伏屋光幸君）

教育参事にもう一つお聞きしたいことがあります。

実は先日、伏見小学校の校長に案内をされまして、トイレ改修工事、それから校舎の内部等を視察してまいりました。私もちょっとうっかりしておりましたが、工事、1期、2期、3期というふうに分けてみえる。それで、3年がかりやということを校長から言われました。よく見ると、やはりここには1期と書いてあることは確かでしたが、このときに僕も質問をしなかったということはちょっとあれですけど、3つに分けてやるということはちょっと知らなかったんであれですけど、またその都度その都度これは経費が積み重なっていくわけですか。今の経費だけではやれないでしょう、3か所。

それをちょっとお聞きしたいというのが1つと、それからもう一つは、あの建物はおかしなもんで、今度は2階の2教室が雨漏りがしておりまして、バケツがやはり教室の中、後ろ側に並べてありました。私が見た限り、2階の5の2だと思いましたが、それと図書室、2か所が現在雨漏りがして困っているということを言われました。それを御存じでしたか。その2点

だけちょっとお答えできないでしょうか。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず3期に分けているという点でございます。これは、以前にも協議会等でも説明をさせていただいた記憶があるんですが、トイレの改修から始めるということを打ち出した中で、例えばトイレというのは、1階から3階までを1か所とすると3か所に設けてあります。これについて、トイレの改修を先行させるということで、一気に取りかかってしまうと、子供たちが使えるトイレがなくなるわけですね。

例えば外に仮設トイレをつくらなくてはいけないというようなことになってまいりますので、こちらについては、今年度先に発注いたしましてもう完成しておりますが、伏見小学校の体育館のトイレについても先行して洋式化を図り、この体育館のトイレを仮設トイレの一部として使用しながら、あとの残りの2か所のトイレも使用しながら、1か所1列分の工事をしていくということで計画をしたものであります。ですので、1期、2期、3期、3か所ありますので、1期、2期、3期という名前をつけさせていただいた。そういった中で、これがしかるべき時期に大規模改造というものに移行していけば、もう2期、3期をやる必要は当然なくなるという計画の中で進めたものであります。

もう一つの2階の雨漏りですけれども、ちょっと質問にはないところではあります。随時雨が降った後なんかについては、伏見小学校に限らず、何か不具合があったものについては各学校から報告を受けておまして、うちの修繕担当のほうで全て把握をし、その都度確認をさせていただいております。以上です。

[9番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

9番 伏屋光幸君。

9番（伏屋光幸君）

ありがとうございました。

それでは、当局からの回答をいただきましたように、来年度からというふうに私は聞きましたが、それに合わせて、今のトイレのほう、一緒にやっていくという形を取っていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

やはり授業を受けている子供たちが、雨漏りがする教室で授業を受けるということは、ちょっとこれは異常でありますので、応急措置でもしていただけるとありがたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、伏屋光幸君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

8番 奥村悟君。

奥村悟君の一般質問にパネルを用いての質問と申出がありましたので、これを許可いたします。

8番（奥村 悟君）

10人目の質問者のトリということで、しっかり締めくくりたいと思います。

議長のお許しが出ましたので、さきに通告しておきました通告書に従いまして質問をさせていただきます。

それでは、本日は大項目1点、町内小・中学校の屋外環境整備についてお伺いいたします。

学校は、子供たちが安心して学べる環境を提供することが必要であり、ただ単に校舎という施設の環境を整えるだけではなく、子供たちの豊かな心を育む観点から、コンクリートに囲まれた殺伐とした雰囲気改善し、温かみと潤いのある環境づくりを行うとして木々も植えられ、自然と調和し、緑化等がなされてきました。このことにより、緑の多い学校は地域の憩いの場にもなっています。屋外運動場に目をやれば、コロナ禍の中でこの3年間運動会等が中止になり、屋外運動場を使う機会があまりありませんでした。ましてや児童・生徒数の減少により運動場で遊ぶ子供たちも少なくなってきました。

また、過去に学校開放として、地域の皆さんがソフトボールや野球に親しむことがなくなりました。各地区の公民館行事でも夜間ナイターを利用し、ソフトボール大会を行ったものです。最近ではめっきり屋外運動場を使用する頻度が少なくなりました。コロナ禍の前は、どの学校も夏休みのPTAの奉仕作業として、運動場の草引きや中庭の草刈りを実施していましたが、コロナの蔓延中は、3密を避けることから中止されてきました。

そんな中でも、マスクの着用や検温して、伏見地区の有志13名で組織するボランティア、伏見クリーン部、私もその一員で一番若いですが、では子供たちの安全・安心な教育環境を整えることから、地域への恩返しとして、伏見小学校と共和中学校の中庭や運動場の草刈り、樹木の剪定を年4回行っています。しかし、中庭などの草刈りは草刈り機で対応できますが、校庭の草は砂混じりの土で敷き詰められていますので、細かい砂が顔に跳ね上がって思うように刈り取りができなく、いつも大変苦勞しています。やはり草かきを使って手で引き抜くことが一番よい方法だと感じています。

少しパネルで紹介させていただきますけれども、この写真は、クリーン部の伏見小学校での

草刈りです。ゴーグルをはめていますけれども、砂が顔に当たって、草を刈るというよりは、砂を飛ばすほうが多くて思うように作業ができませんでした。これはプールの前ですけれども、大変こんなに草が生えています、なかなか思うように草刈りができなかつたということでもあります。

今年の夏は、異常な猛暑から、屋外の草刈りや運動場の草引きを各学校ではPTA環境整備作業として規模を縮小しながらやられたそうです。運動場は、従来から真砂土という栄養分の少ない、砂成分の多い土を使用して、いつも土が硬く踏み締められて草が育ちにくいいため、家の庭や雑草が生い茂っている場所の土とは違い、草が生えにくい環境になっていますが、人が運動場を利用し、何度も往來することによりどんどんと土が硬くなっていき、逆にいうと、人が出入りしなくなった運動場は、周りから徐々に草が生え始めて、やがて雑草だらけになってしまいます。

私は最近、この質問通告書を出す前でしたので、8月中旬頃になりますけれども、各学校の運動場を見てきましたが、どの学校も周りから草が攻めてきて、ほぼ真ん中のほうまで草が生えてきています。これは運動場としてのていをなしていません。コロナ前と違って、見るも無残に草が生えていました。その後、PTAの環境整備作業をやられたので、多少はきれいになっていると思います。

秋のメインイベントであり、子供たちや保護者が大変楽しみにしている運動会を気持ちよくやらせて、子供たちの元気いっばいの姿を地域の方に見てほしいと思うのは、誰しもが思うことではないでしょうか。伏見小学校では、夏休み期間中に運動場の草取りを保護者と子供たちで、猛暑の中、草かきを使って小まめに草を引かれたそうです。子供たちの教育の場を少しでもきれいにしてあげようというお気持ちに頭が下がる思いが込み上げ、胸が熱くなりました。

少しパネルで見ていただきたいんですけど、この写真は8月の夏休みですけれども、夕方といってもまだ暑い時間です。親子で手や草かきを使って草を取っていただいていたいました。先ほど申しましたように、伏見小学校は、今年は大変猛暑なので、PTA全員で数時間かけて行う環境整備作業ではなく、夏休み期間中、都合のよい日時に30分から1時間程度の作業を親子でお願いをされました。別の日に私がお邪魔したときには、お孫さんと一緒に作業する祖母の方も見えました。こんなふうに、夏休み期間中、30日から35日ありますが、その期間20日ぐらいかけて、それぞれの親御さんが来て、こういったふうに草かきをしていただいたということです。

そこで質問ですけれども、1つ目、各小・中学校の屋外の環境整備の実情はどのようなのですか。2つ目、過去には学校公務員が配置され、草刈りなどの作業も行っていたと聞きますが、今では校長先生などの管理職が時間を見つけてやっていると聞いています。屋外の草刈りなどの環

境整備を、業者といたしますか、そういったところに業務委託して、教職員の負担を軽減できないでしょうか。3つ目、草だらけの屋外運動場の整備に大型機械を入れて、業者で委託で行えないでしょうか。4つ目、屋外運動場の芝生化が全国的に注目されています。草の繁茂が特に著しい上之郷中学校の屋外運動場をサッカーグラウンドとしても利用できるようなモデルとして芝生化ができないでしょうか。

ちょっと写真で紹介しますが、これが上之郷中学校の屋外運動場です。8月の夏休みに私が撮ってきたものですが、運動場の真ん中まで草が茂っています。現在は、つい先日私ちょっと中学校へ行って見てきましたけれども、10月に体育祭が行われるということで、用務員さんがきれいに刈っていただきました。この時期は、体育祭を控えてきれいにしておりますけれども、通常はこの状態だということです。体育祭とか、そういった外の行事がある場合についてはきれいにするんだけど、1年を通してこんなような状態だということです。

以上、パネルでちょっと紹介させていただきましたけれども、以上、答弁をよろしくお願いたします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、奥村悟議員からの御質問にお答えを申し上げます。

御質問は、町内小・中学校の屋外環境整備について、4点いただいております。

初めに、1点目の御質問、各小・中学校の屋外の環境整備の実情はについてお答えをいたします。

学校環境の衛生管理については、児童・生徒の健康を保持増進し、学習能率の向上を図るため、健康的で快適な学習環境をつくることが重要であると認識をしております。学校は、校舎、体育館、運動場のみならず、植樹帯やのり面など、広大な敷地面積を有しておりますが、各小・中学校ともこの広大な敷地の草刈りをはじめとする管理には大変苦慮をしております、様々な方々の協力をいただきながら、良好な環境維持に日々努めております。

その管理手法は各校様々で、特にグラウンドを除く学校の敷地については、管理職をはじめとする教職員、学校用務員、スクールサポートスタッフによる日常的な管理を基本として、学校運営協議会委員や地域ボランティアの方々が自主的に除草活動をしている学校もあります。奥村議員が所属しておられるボランティア団体、伏見クリーン部では、伏見小学校や共和中学校において草刈りや樹木剪定などを年4回にわたり行っていただいております、両校の教職員をはじめ保護者の方々からも感謝の声をお聞きしているところです。

また、ボランティア、いわゆる愛校作業として、グラウンドとともに年1回の除草、清掃作業を保護者、児童・生徒、地域の方々が協働で行っていただいている学校もあります。このように、ボランティアによる地域や保護者の活動は非常にありがたく、こうした活動が広がることは理想であります。例えば上之郷地区では、舩五山茶園の活動など、既に各種のボランティアにより支えられている活動もそれぞれの地域に存在し、限界があることも承知をしております。

次に、2点目の御質問、屋外の草刈りなどの環境整備を業務委託して、教職員の負担を軽減できないかについてお答えをいたします。

近年、各小・中学校ともに学校敷地内の樹木や雑草の繁茂が著しく、さきに述べたような職員やボランティアによる活動だけでは追いつかない現状があることは承知をしております。こうした中、一つの対応策として、毎年各小・中学校に配分する予算において、各学校の規模等に応じた手数料を計上しており、手に負えない高木剪定や敷地除草に対応できるようにしております。現に御嵩小学校などでは、敷地の一部の除草や剪定をシルバー人材センターにお願いをしております。今後とも、こうした予算の確保に努めてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、草が繁茂している屋外運動場の整備に大型機械を入れて業者で行えないかについてです。

グラウンドについては、どの学校でも年1回程度、児童・生徒と保護者の方々により、いわゆる愛校作業として除草、清掃作業を実施していただいております。こうした取組は長年続いてきたものであり、愛校やボランティアの理念に基づいて今後も継続されることを希望しております。一方で、人口減少、児童・生徒数の減少などにより、これらの活動だけでは手に負えない範囲や内容が増加していることは認識をしており、こうした部分については、業者による施工やシルバー人材センター等への委託も考慮していきたいと考えております。

最後に、4点目の御質問、草の繁茂が著しい上之郷中学校の屋外運動場をモデル的に芝生化できないかについてです。

学校グラウンドの芝生化については、近年推進している自治体があることは承知をしております。芝生化をすることで表面温度の低下が期待でき、ヒートアイランドの抑制や熱中症対策としての効果があるとされており、当然見た目がきれいというメリットもございます。一方で、施工には高額な費用が必要で、維持管理も、定期的な芝刈りや雑草の除去、施肥や水やりなど多くの手間がかかるとされており、現状、町内の小・中学校のグラウンドには不向きではないかと考えております。また、議員御指摘のとおり、近年は地域の方々が屋外グラウンドを使用する頻度が少なくなってきており、ニーズと費用対効果の関係からも、現時点での芝生化は難しいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

答弁ありがとうございます。

各小・中学校でも、学校安全サポーターやら用務員さんが配置されて、その都度草刈りをやってみえますけれども、上之郷中学校は美濃加茂から来てみえる用務員さんが見えまして、かなり熱心に草刈り、テニスコートもこの前やられてみえたわけですけども、現在その用務員という配置はどうなんですかね。上之郷中学校さんだけなのか、ほかの学校のほうの配置はどのようなのですか、それをちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

用務員の配置ということであります。

各小・中学校には、用務員を各1名配置しております。ただし、これはあまり性別のことを言っていないのかどうか分かりませんが、男性の方も女性の方もおられまして、用務員さんの中で草刈り作業をしていただける方、やっぱりちょっと難しい方ということがあることは現状であります。以上です。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

そうですね。学校安全サポーター、伏見でも1人小学校に見えますし、御嵩小学校でもお二人の方が見えるんですかね。そういった方々が常日頃から草刈りだとか環境整備をやってみえるわけですけども、伏見のクリーン部は、もともとどういったきっかけで発足したかというのは、当時伏見小学校の学校運営協議会の会長さん、この方がリーダーシップを図って、そういった地域の恩返しということで立ち上げられたんですね、クリーン部を。数年になるわけですけども、各学校、もちろん小・中学校がありますから、他の市町村に聞いてみますと、美濃加茂でも可児でも、学校運営協議会が中心となってやるのが本来の姿じゃないかなということ言ってみえたんですけども、学校運営協議会のほうに働きかけながら、ボランティアのそういった知識というか、そういったものを育むというのはどうなんですかね。そこら辺

をどう考えてみるか、ちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

学校運営協議会のほうへの働きかけという御質問であったかと思います。

現状として、既にやっぱり学校運営協議会の方々が参加をさせていただいて、除草作業を年に何回かやっていたという学校もあります。こういった活動というのは本当にありがたいと思っておりますし、やはり学校を見守っていただく方々の思いというものが伝わってまいります。こういった活動が広がることは非常に理想でありますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、各地区によっていろいろなボランティア活動であったりとか、地域性というものがあると思いますので、協力を呼びかけたいという思いはございますが、どこかにやはり限界はあるのかなと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

3つ目の質問で、大型機械を入れて業者委託で行えないかということで質問をさせていただいたんですけれども、シルバー人材センターだとか、それから業者で考慮していくというお話だったんですけれども、調べてみますに、大阪ですかね、関西のほうは特に、小学校なんかでグラウンドに草が繁茂していると、大型機械ですかね、トラクターの後ろにこういったローラーみたいなのをつけて草をかいていって、その後ローラーで転圧をするというような業者がいるそうですね。そういったところをお願いをして、毎年はなかなかできないですけれども、数年に1回ぐらいはやってみえるということなんですね。

今、当然、屋外運動場にも人が出入りして子供たちが遊ばないので、どうしても土が柔らかくなって草が生えやすくなっているんです。きちんと転圧して敷き詰めないと、どうしてもそうやって草が生えてくるということですので、そういった機械を入れてやるというのも手ですので、例えば町内の建設業者、同業者がおりますので、そういったところにもひとつお願いして、毎年やるということじゃないですけれども、数年、5年に一遍ぐらいは、かなりひどいときには、そういう手だてをすればしばらくはいいですので、グラウンドのトラックの中だけじゃなくて、本当に周りまで草が大変ひどいんです。その周りに草があると、そこからどうしても押し寄せてきますので、そういったふうに考えていただければと思うんですけれども、そこら辺はどんなふうなお考えなんでしょうか。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

大型機械等による施工ということでもあります。

議員御紹介のように、トラクター形式のようなものとかいったものも、私もネット等で見たことがございます。一般的にはやはりバックホーとかモーターグレーダーだとかいったようなものですき取りをして草をふるいにかけて、また転圧をするというようなことになってくるかなと思っています。今御指摘のように、毎年できるということは難しいかなと思っています。

それと、やはり議員も御質問の中でありましたけど、やはり児童・生徒が頻繁に行き来をすることでも踏み固められて草も生えにくくなるというようなことでありまして、やはり活動といますか、そういったことが重要になってくるかなということです。コロナ禍でなかなかできなかった活動というものもあるでしょうし、今後は活動が活発になってくるということも期待をしながら、今後考慮していきたいと思っております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

ありがとうございます。考慮いただけるということで大変うれしく思います。

4点目に質問しました上之郷中学校の芝生化ということで、サッカーグラウンドということで質問させていただきましたけれども、なかなかお金もかかって難しいわけですけれども、先ほど見ていただいたこの上之郷中学校ですけれども、本当に数年前からこんな状態なんです。最近はその用務員さん、かなり熱心な用務員さんですので、軽トラの後ろに草かきのあれを引っ張って行って、この前見てきたら、本当にトラックの周りだけすごくきれいなんです。そうやけれどもまた生えてくるということで、1年に1回しかできないんですけども、本当に春とか冬は草だらけやという話をされてみえたんですけども、特に中学校がかなり草が生えていますね。向陽中学校も共和中学生もそうなんですけれども、共和中学校も野球部があるんですけども、本当にトラックというか、グラウンドというかダイヤモンドのところまで草が生えていて、本当に野球ができるかというような今状態なんです。

上之郷中学校は、町長、バレーのコーチをやってみえますけれども、バレーボールの男子と女子ぐらいしかいないですね。屋外の部活がないんです。ですから、今44人ぐらいなんですかね。その生徒さんしかいないので、グラウンドで活動したり、走るとか、そういったことがない。唯一体育祭だけということなんですけれども、今ちょうど御嵩にはそういったサッカーグラウ

ンドがないんですね。あそこの白山グラウンドにサッカーグラウンドがあるんですけど、土なんです。あそこは土ですから、雨が降ると水がたまったりどろどろになって試合もできないですし、練習もできないということで私も話を聞いておるんですけども、あそこをぜひとも芝生化ができないかなというような思いはあるんですけども、いかんせんあそこは神社庁の土地ですので、借りている土地ですから、今すぐにはということでありますけれども、ちょうど御嵩には御嵩サッカースポーツ少年団というのがありまして、ここは大変強いんです。可茂地区の大会でも優勝したり準優勝したりかなり成績がいいわけですから。そこが白山グラウンドで練習しているんですけども、そういった子供たちの練習場所ということで、こういった上之郷中学校を芝生化して、ぜひともここでやらせたいなと私は思います。

近く的美濃加茂市だとか、可児市だとか、今後これからそういったサッカー場を整備していくと。高山市も今年度からスタートしています。関の関スポのほうですかね、あちらのほうにもそういったサッカーグラウンドがあるわけですけども、そういった子供たちにやっぱり夢のあることを提供して、将来、ひょっとしたらＪリーガーだったりオリンピック選手になったりすることを御嵩から発信していきたいなと思っておりますけれども。

この前ちょうど上之郷中学校のグラウンドをちょっと測ってきましたら、こちらが50メートルぐらい、縦が大体90メートルから95メートルぐらいなんです。となると、公式戦ができる105メートルから68メートルは取れないんですけども、少年サッカーができる68メートルから50メートルぐらいは取れそうなんです、かなり整備すれば。そういったところで、ここがぜひともできないかということなんですけれども、この前ネットで調べましたら、天然芝だと大体材料費と工事費込みで1万円ぐらいですかね。人工芝にすると3倍から4倍ぐらいかかるということでしたけど、ここの面積をちょっと計算してみますと、大体3,000万円から3,500万円、天然芝で張ると。そんなようなちょっと計算をしてみましたけれども、ぜひともここをそういったふうに活用して、これから上之郷中学校の生徒さんも減っていく中で、学校開放としてここを大いに利用していただきたいと思っておりますけれども、そんなふうな将来的な展望、参事のほうからちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

夢のある御提案、ありがとうございます。

今、私どものほうで試算をしてみるというところはあるかと思いますが、今議員のお話からいくと、3,000万円から3,500万円であるということです。この金額もかなり大きいというふうに私は印象としては思っておりますし、もう一つは、先ほどもちょっと申し上げましたように、

むしろ維持管理のほうに大変なお金がかかってくるのではないかと。さっき議員もおっしゃられたように、上之郷中学校として今大変熱心に用務員の方が草刈りをやっていたいて、年に1回ではあるけれども、非常にきれいになった状態で体育祭を迎えられているというところであって、今度それが天然芝生化すると、定期的なやはり芝刈りですとか、草抜きとか、施肥とかといったことが必要になってくるということで、その維持管理、学校側に任せるということは到底これは無理になってくるかと思しますので、そういったところの費用対効果とか、学校としてはやはり不向きでないかということは正直思っておりますので、また場所とか委託等の議論についても今後考えさせていただければと思っております。以上です。

[8番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

天然芝の管理は大変難しいわけですがけれども、御嵩町にはゴルフ場が7つぐらいあるんですかね。そのゴルフ場の芝管理してみえる業者が入っていますので、そういったところと協定を結んで、大いに御嵩のそういった芝については、私のゴルフ場が管理させてもらおうと、そういった協定を結びながらやるのも一つの手かなというふうに思います。

中学校は、生徒さんがなかなかそういった作業、草刈りの作業、草取りかな、ないんですけども、小学校の皆さん方は本当に小まめに草引きをやるんです。伏見小学校でもそうですけど、御嵩小でも皆さんは草を手で引くんです。例えば、今上之郷中学校の話をしたんですけども、上之郷小学校でもいいですよ、そういったところに天然芝を張れば、本当に遊び感覚というか、そういった気持ちよい草の中で草引きを、小学生の子供たちは本当にやってくれると思うんです。絶対きれいになると思います。ですから、上之郷中学校を出したんですけども、ほかの小学校でもいいです、6つの小・中学校がありますから。1つモデル的にどこかを芝生化して、子供たちの夢をぜひつくってあげたい、あげていただきたいなというふうに思います。

以上で、とうとう話をしましたけれども、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで、奥村悟君の一般質問を終わります。

引き続き、奥村悟君の町長の施政方針（所信表明）に対する質問を行います。

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

それでは、町長の施政方針への質問をさせていただきます。

町長が述べられました（仮称）まちづくり協議会の立ち上げについてお伺いしたいと思えます。所信表明でまちづくり協議会の文言があり、私の思っているイメージとどう違うのかお聞きしたいことから質問をさせていただきます。

町長は、所信表明で「好きです！みたけ」実行プラン、その約束の5つ目の柱として、町民の皆様と共にまちづくりを進めます。戦国武将、可児才蔵などや御嵩町の地域資源を掘り起こし、磨き上げていくために、（仮称）まちづくり協議会を立ち上げ、点在する町内の観光施設などを周遊できるような仕組みづくりにも取り組みたいと言っておられます。

一般には、まちづくり協議会とは、従来地域の課題を解決するため、自治会連合会地域を活動単位として、自治会連合会をはじめ地域内の各種団体やボランティア有志などで構成される話し合いの場の活動組織と言われています。

御嵩町第5次総合計画後期基本計画の第2編、基本構想まちづくりの理念で参加のまちづくりから協働のまちづくりへ、地方分権の進展とともに地域の個性を生かした自主的なまちづくりが求められている中にあるのは、町民と行政にとどまらず、地域組織、町民グループ、NPO、事業者などが協力する参加のまちづくりから、さらに進んだ協働のまちづくりをより深く浸透させていくことが必要とうたっています。まさしくこのまちづくり協議会の立ち上げは、これに合致しているのではないのでしょうか。

町長が言っておられます意見やアイデアを集約し、スキームをつくるなら、現在ある中間支援組織（ピークル）として、まちづくり会社、一般社団法人てらがありますので、そこを取りまとめ役としてお願いしたらどうでしょうかと私は思っています。

そこで質問ですけれども、（仮称）まちづくり協議会は、組織体制、活動拠点、事務局など、具体的にどのような組織としていくのか、それを考えているのかお聞かせください。2つ目、協議会への行政からの財政支援や人的支援はありますか。3つ目、町内で活躍されている方々と言っておられますけれども、どの方々を想定しておられますか。4つ目、可児市では、市民参加と協働のまちづくり条例を制定してまちづくりの基本理念を明確にし、まちづくり協議会の組織や運営支援を定めています。御嵩町もこのような条例を策定して進めていくのがいいかと思えます。このような条例を制定する考えはありますか。

以上、答弁をよろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

奥村議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回のまちづくり協議会の目的につきましては、この御嵩町に興味を持っていただき、外からこの町に来ていただき、現在町内にある例えば願興寺をはじめとした様々な魅力ある歴史資源や観光資源等のスポットを、例えば名鉄などを使ってつなぎ合わせて、総体的に御嵩町の魅力を向上させる仕組みを考え、一緒に取り組んでいくという考えで進めていきたいと考えているものでございます。

参加したり、協働したりというまちづくりという考え方は同様でございますけれども、議員のおっしゃられる可児市の例えば市民参加と協働のまちづくり条例とは少し目的が異なるものというふうに認識をしております。願興寺のリニューアルに合わせた観光地づくりを進めるに当たって、それを一過性のものに終わらせず、町内外の多くの方々に参画いただき、関係人口の増加につながる取組を協働により行っていきたいというふうに考えております。

ただ、現時点において、このような大まかなイメージを持っているだけでございまして、議員のおっしゃられるような組織体制、それから活動拠点、あるいは事務局といったような運用面、あるいは諸々の具体的なことについてはこれから検討していきたいところでございます。今後は、議員の皆様をはじめ、様々な方々から同様に意見をお伺いしながら検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8 番 奥村悟君。

8 番（奥村 悟君）

町長が言われている町内で活躍されている方々というのは、これから掘り起こしなのか、ちょっと頭の中に腹案があるのか、それをちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

お答えいたします。

今既存で活動してみえるまちづくりの方々もたくさん知っておりますし、それから今後こういうふうにしていきたいなという思いもあります。両方ですね。今活動してみえる方の今後の活動であったり、あるいは今活動していないけれども、こういう点でもうちょっと進めていきたいとか、これから立ち上がってくるだろう、あるいはこういう世代間を通して進めていきたいという部分も含めて、共に取り組んでいきたいというふうな思いはございます。

[8 番議員挙手]

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

協働のまちづくりでありますけれども、まちづくり協議会というのは、ほかの自治体の事例なんかを見ても、特に多いのは、先ほど申しましたように、各校区だとか、それから公民館ごと、各地区の自治会の集合体の中でそういった協議会をつくっていくというのが多いわけですし、例えば瑞浪もそうなんですけれども、日吉だとか大湫の大規模な地域の協議会、そういったところが活発に活動されて、地域の掘り起こしだとか、地域資源の発掘だとか、そういうことをやってみるのが主なんですけれども、いかんせんそういった組織にしても、組織がきちんとできないと駄目ですし、資金がないとなかなか運営できない。

やる人を誰を持っていくかというのがありますので、ただ単に今ある活躍されている方々に何人か出てもらって、やろうねと言われても、中心メンバーがいなくてできない。それぞれの活動が忙しいわけですから、その方々がそれならそこに入り込んでそっちのことまで考えていくというのはなかなか難しいわけですから、そんなふうなちょっと思いはあるんですけれども。

もう一つ、御嵩町にみたけ地域活性化委員会というのがありまして、これは過去に、平成19年ぐらいに立ち上がったんですけれども、当時は、御嶽宿と伏見宿で盛り上げようということで、三十数名ぐらいのメンバーがいたんですけれども、なかなか人数が減って行ってしまって、今15人なんです。今回も「ほっとみたけ」で募集をしているわけなんですけれども、やっている活動というのは自主的な活動じゃなくて、役場が、事務局がまちづくり課にあるんですけれども、そこが音頭を取って、あれをやれこれをやれということにして、何十年たってもう本当に形骸化してきてしまっておるんです。ですから、そういった事務局をどこへ持っていくというのがありますし、何十年もたったというのがあります。

それから、地域づくり助成という団体がありますね。今日お見えのみたまちさんも今年度も助成を受けてみえるんですけれども、これは平成12年からスタートしているんですけれども、今現在補助を受けた団体が50ぐらいあるそうですね。私が職員時代にそういった助成を、立ち上げ部門と活動部門で5年ぐらいで助成がなくなってしまうと活動をやめてしまうということがありまして、その後全然活動がされていないということなんです。やはり町の助成は一部の助成で、最初に立ち上げて活動する数年は援助するけど、その後は自立してやってくださいよという思いなんですけれども、それがやれていないということですから、過去にそういった活動をした団体の掘り起こしもしながら、アンケートを取ったり、こういった協議会のほうにも参加していただけるという形を取れると思うんですね。ですから、そういったこともやれるかなと思うんですけれども、町長の頭でどんなふうか分かりませんが、その辺のところをちょっとお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

町長 渡辺幸伸君。

町長（渡辺幸伸君）

様々アイデアであったり御意見をいただきましたけれども、まさにそういったことをいろんな方々と今後聞き取りしながら、あるいはそういう団体の方々、過去のうまくいっている点、あるいは逆にうまくいっていない点、高山議員の御質問にもありました例えば担い手の部分であるとか、そういった点も含めて、今課題になっているところと照らし合わせながら何が有効的なのか、目指すべきところの目的にどのように効果的に結びつけていくのか、そういったところを今後しっかり検討をしていきたいというふうに思っています。

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

今年度も地域づくり助成を募集しましたがけれども、本当に前は5団体とか8団体ありましたけれども、今年みたまちさん1件だけなんです。本当にそういう活動組織が全然減ってきてしまっておるということで、やっぱりそういった町民の融和が図られていないということがあるわけなんですけれども、これから願興寺も令和8年度に完成しますし、御嵩町には歴史文化、中山道、伏見宿、御嶽宿、2つの宿場があって、本当にきちんとした財産があるわけですから、そういったものを有効に町内外に発信していく上にも、こういった協議会をきちんと立ち上げてもらって、それに対する役場のどこになるか、まちづくり課、そういったところが事務局になるんじゃないかと、本当に自主独立の中で協議会が自主運営していけるようなことで、あとは財政支援をしたり、人的支援はどうなるか分かりませんが、そういった組織体制をきちんとした中で進めていっていただきたいなというふうに思いますし、今ある団体、みたまちさんだとか、それから願興寺プロジェクト、可児議員さんのやってみえる、そういったところもありますし、みたけ落語会も可児議員さんなんですけれども、そういったところの今やっている活動にあまり負担にならないような、御嵩町を盛り上げる、相互の理解が図られるような形で協議会を持っていただきたいなというふうに思っていますので、町長にしっかりその辺のところをやっていただきたいというふうに思います。

これで施政方針の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（大沢まり子君）

これで奥村悟君の町長の施政方針（所信表明）に対する質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は13時といたします。

午前11時33分 休憩

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開します。

議案の委員会付託

議長（大沢まり子君）

日程第 3、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています認定第 1 号から認定第 6 号と議案第 55 号、議案第 60 号を質疑の上、各常任委員会に付託したいと思います。

初めに、認定第 1 号 令和 4 年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3 番 山田徹君。

3 番（山田 徹君）

私、主要な施策の 14 ページにございます亜炭鉱廃坑の関係でちょっとお聞きしたいんですけども、一番上にあります備えた事業ですね、こちらの一番上に書いてありますミュー粒子による空洞把握調査でございますけれども、この実証実験を 3,000 万円以上、4,000 万円近くかけてやっておられるんですけども、これは前 9 月 7 日付の中日新聞の第 1 面にちょっと載りましたけれども、今後の見込みといたしますか、これから事業を進めるに当たってどんどんどんんこれが活用していけるものなのか、この実際の実証実験で一旦終わってしまい、しまいといたしますか、将来的な実行があるのかどうかというところを 1 つお伺いしたい点と、もう一つは建設課の関係ですけれども、主要な施策の 42 ページでございます。

一番上の公園管理委託のところ、直接ここには関係ないんですけども、昨年度のコロナウイルス対策の関係で南山公園にあるローラー滑り台を改修されたということなんですけれども、実際事業を伺いますとローラー滑り台のみやられたということで、現場を見ますとのり面がかなり傷んでおるようなんですけれども、そちらも含めてこれ提案してコロナウイルス対策でやることはできなかったものか、その辺りのことと、もちろんできなかったものでローラー滑り台だけになっておると思うんですけども、今後はあそこのり面の改修といたしますか、安全性を高める上でも、せっかくローラー滑り台をきれいにしたんなら、皆さん子供さん連れで来られると思いますので、その辺の今後の見込みについて、この 2 点についてちょっとお聞

かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

亜炭鉱廃坑対策室長 木村公彦君。

亜炭鉱廃坑対策室長（木村公彦君）

それでは、山田議員の御質問の1点目につきましてお答えさせていただきます。

ミュー粒子による空洞把握調査につきましては、令和3年度から実施しております南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業のより効果的、より効率的な工法及び調査方法を検証する項目の一環として実施させていただきました。

これからですけれども、亜炭鉱跡対策検討委員会、この委員会は地盤工学等が御専門の大学教授4名から構成される委員会でございますけれども、この委員会の御意見をお聞きしながらミュー粒子の観測結果が地下空洞や残柱の位置を正確に示しているかの検証を行う予定でございます。

検証によりミュー粒子による空洞把握調査の正確性、費用対効果、調査を行う上での問題点等を確認いたしまして、今後の亜炭鉱廃坑調査の活用について検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（大沢まり子君）

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、山田議員の南山公園ローラー滑り台に関する御質問にお答えさせていただきます。

南山公園のローラー滑り台は、子供がローラー滑り台を囲むパイプ、こちらに首などを挟まれる、そういった事故があったものですから国の安全基準を満たさないということで、そのローラー滑り台を囲むパイプの間隔を狭くするための工事をこの新型コロナウイルスの事業を使っても修繕させていただきました。

一緒にのり面のほう、こちらもできないかという御質問でありますけれども、今回の新型コロナですけれども、外出自粛によりますアフターコロナを見据えまして運動不足の解消、そういったものを目的にローラー滑り台を改修したということになりますので、のり面の防止ですね、こちらまでは行き届かなかったということでもあります。

ローラー滑り台の裏面ののり面のところ、こちらの現場は確認しております。局部的に崩れているということは認識しておりまして、今後ですけれども、今年度予算などでできるか対策を考えながら防止に努めていく、対策を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

4点お伺いいたします。

1点目は、主要の施策の27ページの一番下の老人憩いの家の管理というところでなんですけれども、老人憩いの家の和室を使いたいということを私のほうへ言ってこられた方がありましたので、担当課へお伺いしたら、本館のほうは今は使えない状態だというふうにお聞きしたんですけれども、本館のほうが耐震化ができていないという説明だったんですが、今後その本館のほうはどうされていく予定なのか。今これ利用者は638人見えるということで新館のほうを使ってみえると思うんですけれども、本館のほうを今後どうされていくのかというのが1点目です。

それから2点目が、主要の施策の43ページの学校教育課ですけれども、ALT派遣事業というのがありまして、これは2人分ということですが、これに関しては、ずっとこの予算がついているわけなんですけれども、どのような効果があるのかということをお教えください。

それから3点目ですが、英検の受験料に対して町が半額助成をしていると思うんですが、これは何人ぐらい利用者があるのかということをお教えください。

それから最後ですけれども、これは決算書の100ページなんですけど、ここの公民館費、公民館費の節10の需用費ですけれども、これは1,980万8,000円の予算に対して、支出済額が1,643万277円ということで、不用額が337万7,723円あります。公民館は、あちらこちらどこも老朽化していて、これだけ不用額を出すなら、今回補正でも上がっていますけれども、どこか直せたんじゃないのかなというふうに思いますが、なぜこのような不用額が出てしまったのかというところをお教えください。

以上4点、お願いいたします。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

ただいまの岡本議員の本館をどうしていくかといったところについてお答えをさせていただきます。

現在本館については、議員お話のとおり、未耐震のため活用はできてはおりませんが、新館のほうは耐震化されており、新館を御利用いただいております。部分的ではありますが、老人憩いの家といたしましては、耐震化ができていない施設として担当課としては活用できている施

設として認識をしております。町内には部分的ではなく全体的に耐震化できていない未耐震の施設がたくさんあり、そちらが整備された後、検討していくことになると思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

A L Tの効果についての御質問でございます。

A L Tについては、全国的に活用がされていますけれども、このA L Tの直接的な効果については、なかなか指標といたしますか、出しにくいところではございます。

ただ一方で、例えばですけれども、英検 I B Aというテストがございまして、これは、自分が英検何級程度に相当するかというものを判定する英検のプレテストのような位置づけのものであります。これも全国の市町村でかなり活用されておりまして、文部科学省としては、中学校3年生で英検3級レベルの生徒を50%以上という目標が掲げられております。これに対しまして御嵩町は、昨年度ですけれども59.2%ということで、国の50%の目標を上回っておるということで一定程度の成果が得られているものと考えております。

あと、英検の補助ですけれども、英検の補助につきましては、今の英検 I B Aの補助をもってして、各個人がどの程度のその自分が等級、級数を受けるかというものを指標にしながら受けていくということになります。この補助をした人数ということで、実際に個人的に受験をされた方はもっとおられるのかなと思いますけれども、補助の人数としましては、共和中学校分、この会計は違うんですけれども、共和中学校分を入れて44名ということであります。以上です。

議長（大沢まり子君）

生涯学習課長 日比野克彦君。

生涯学習課長（日比野克彦君）

決算書の100ページの需用費に関する御質問にお答えいたします。

公民館の需用費につきましては、主に光熱水費が高騰したということで補正をしたんですけれども、光熱水費の高騰傾向がなかなか見込みづらい状況がありまして、市場連動価格ということもありましたので、需用費がどれだけ残るのが分かるのが、やはり年度末近くにならないと分からなかったというのが現状でございます。やはり修繕を行うとなると契約の手続きですとか、工期の確保などが必要になってまいりますので、そういった十分な時間がない中で可能な限り修繕には努めました。結果的に300万円ほど残ったという状況でございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

保険長寿課の今の老人憩いの家の件なんです、耐震化できている建物ということなんです、シルバー人材センターは本館のほうに入っていますので、事務局が入っていると思うんですが、それについては、今後何かお考えがあるのかというのが1点と、それから先ほどの英検ですけれども、御嵩町は全国の目標を上回っているということなんです、今お聞きしますと申請した人の人数ですということなんです。それで、これ申請していない人がどのくらいいるかを把握されていないということなんです、申請されていない方って結構いらっしゃるのか、申請そのものが煩雑なことなのか、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

シルバー人材センターの事務局につきましては、今のところ老人憩いの家の本館のほうにというふうになってはおります。本館につきましては、利用者につきましては不特定の人には利用をしないということで、本館、シルバー人材センターの方については分かっておりますので、利用をさせていただいておるところではございます。

今後につきましては、先ほど申しましたように、いろいろな未耐震の施設が整備された後にシルバー人材センターの事務局の移転といったところも考えていければと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

英検の申請に関する御質問であります。

申請のほうは、各学校に申請書というものは用意がしてございまして、各個人で受けるといったような場合には、先生に申し出ていただければすぐに手に入るというものですし、また受験をしたことによる領収書的なものを添付していただければ口座等を指定していただければ、教育委員会で振込ができるということですので、決して煩雑なものではないという認識をしております。

全数、ほかの方の人数の把握というところですけど、ちょっと把握はしておりませんが、ただこういった申請の煩雑さもそれほどないということですし、各小・中学校に対しては、そう

いった広報等はしておりますので、多くの方が利用していただいていると考えております。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

それでは、3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目ですが、27ページですが、老人憩いの家の管理業務委託のところですが、令和4年度の決算額が175万6,920円ということで、これで上がっておりますけれども、以前の過去の決算額を調べてみますと、令和元年度は150万6,604円、令和2年度が153万9,405円、令和3年度が153万3,007円ということで、3年間の決算額は150万円程度で推移しておりますけれども、令和4年度でいきなり22万3,850円増えておりますけれども、聞きますと令和4年の10月1日の最低賃金が30円上がったということで聞いておりますけれども、最低賃金については、毎年、令和元年は26円、令和2年は1円、令和3年は28円と上がってきているわけですが、なぜ令和4年度については、これほど決算額が増えたのかお聞きしたいと思います。

それから、主要な施策46ページなんですけれども、公民館改修の事業ですが、決算額が18万7,000円ということで、先般の説明のときには、ワイヤレスマイクを各4地区の公民館に購入したということで備品購入なわけですが、当初予算も18万7,000円で一緒でしたけれども、決算も同額ということなんですけれども、どういう方法で買われたのか、入札なんかはされていなかったのか。

それと当初の予算の主要施策の概要では、前年度の比較がゼロだったんですね。今回決算額では改修事業の前年度の157万9,820円ということで表記がしてあるわけですが、この表記を変えられたというのは、比較対象がこんなふうに変えられたというのはどういう理由があったのかお聞かせください。

それからもう一点ですが、決算書の93ページから96ページに渡りますけれども、教育費の小学校費と中学校費の学校管理費のところですが、公民館費と、不用額が大変多いわけです。590万円とか、330万円ほどあるわけですが、12月の補正で光熱水費ということで電気料金の高騰ということで光熱水費を上げられた予算を大幅に計上されたということなんですけれども、その関係性ですね、先ほど生涯学習課長の話と同じようなことかなと思うんですが、小学校、中学校管理費については、どのような関係であったのかお聞かせください。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

老人憩いの家の管理委託費につきましては、1日当たりの単価で契約をさせていただいております。

単価につきましては、毎年当初予算の策定時にシルバー人材センターと協議をしながら単価のほうを決めさせていただいております。令和4年度の予算協議におきまして、物価高騰などもあり増額をといたお話もありましたので、令和3年10月1日の最低賃金をベースとして1日当たりの単価を令和4年度の予算として上げたもので、単価が増加したことによるものでございます。

議長（大沢まり子君）

生涯学習課長 日比野克彦君。

生涯学習課長（日比野克彦君）

主要な施策の46ページの公民館設備改修事業のワイヤレスマイクについてでございますが、随意契約によって見積徴収によって購入したものでございます。当初予算の主要な施策においては、議員がおっしゃるとおり前年度予算額がゼロ円となっておりましたが、こちらは申し訳ございません。本来であれば公民館設備改修事業として、令和3年度ですと特定建築物調査の委託料ですとか、御嵩公民館のフロアの改修工事を行っておりますので、そちらに関する予算の計上が漏れておりましたので、誤りであったと思っておりますので、おわびをさせていただきます。

議長（大沢まり子君）

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

需用費のお問合せであります。

小学校費と中学校費になろうかと思えます。これは、先ほど公民館費のほうでもお話があったと思えますけれども、昨年度本町が契約しておりました新電力会社、こちらのほうが事業撤退をするということになりまして、中部電力から再び供給を受けるということの中で、電気料金が上がるよという話の中で増額させていただいたものということです。

その後、これについては、小学校で3校、中学校で2校としての増額をさせていただいたわけですが、その後、やはり学校のほうも理解をいただきまして熱中症対策とかといったことには気をつけながら節電には取り組んでいただいたということの成果であると考えております。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

8番 奥村悟君。

8番（奥村 悟君）

老人憩いの家の管理業務委託ですけれども、先ほど大久保課長のほうから最低賃金の昨年の30円を基礎にということでおっしゃられたんですけれども、令和3年には28円上がっていたんですけれども、このときには、その協議した中で、別に増額とかという話の協議はなかったわけですよね。今回については、上がったということですね。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

今お見込みのとおりで、単価については同額でといったような協議ができておりましたので、そのまま上げさせていただきましたが、令和4年度につきましては増額の要望がありましたので、話し合いの上で上げたものでございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

主要な施策24ページ、リニア中央新幹線の水質調査の件をお尋ねします。

可児川の水質調査については、御嵩町環境汚染総合調査というのがあって毎年調査されていると思います。ちょっと重複するなというのが1つ感想ありますが、リニアのために調査をするということで予算を上げ、実行されたと思うんですけど、今まだ工事ヤードの工事をしてるだけで、要対策土についての実際のところはまだ動いていないということで、令和4年度からフルに18か所で点検して、また令和5年度もこれ恐らく予算が入っていると思うんですけど、大変もったいないなという気がしております。

水利組合関係でやるよということで毎年全部報告しなきゃいけないということであると、やめておくというわけにもなかなかいかないと思うんですけど、やり方を考えて、例えば3か所ぐらい、採取は全部するんですけど、検査は3か所ぐらいやってそれで出なければ、残りはやる必要ないんじゃないかとか、何かやり方を考えてもう少し節約したほうがいいのかなどという気がしたので質問させてもらいましたが、そういう考えはありますでしょうか、お願いします。

議長（大沢まり子君）

住民環境課長 高木雅春君。

住民環境課長（高木雅春君）

今の鈴木議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

実際、環境汚染総合調査のほうでも水質調査をやっております。そちらにつきましては、生活環境での汚染状況を調べるような水質調査を毎年やらせていただいております。今回リニアの関係につきましては、自然由来の重金属等を調べるような調査で、ちょっと調査内容は違ってはいますが同じように水質調査をやっていることは変わりません。これで令和4年度、令和5年度と水質調査を行いまして、2年間やったことによってある程度現状の水質を把握することによって、リニア工事が始まってからの何か影響があったときの原因とかを突き止めるためにやり始めていることと、あと農業者の方の不安を払拭するためにやっているものでもございます。ただ、鈴木議員のおっしゃるとおり、調査箇所数につきましては、今後検討する余地はあるかなというふうに思っておりますので、令和6年度の予算に向けて検討はしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

6番 鈴木秀和君。

6番（鈴木秀和君）

すみません。念のために1点ちょっと確認させてください。

御嵩町の環境汚染総合調査の中の水質検査でもpHとか、この重金属はやっているかと理解していたんですけど、やっていなかったんですけど、やっていたんですけど、お願いします、確認を。

議長（大沢まり子君）

住民環境課長 高木雅春君。

住民環境課長（高木雅春君）

環境汚染総合調査で主にやっている項目につきましては、pH、あと生物化学的酸素要求量とか、9項目についてやっております。それで、今重金属のものについては、年に1か所選定してやっておりますが、今回、昨年度の調整につきまして、リニアの調査項目の分は、そこから抜いてリニアで必要な9種類の項目についてやっているということで、重複しないような調査の仕方はしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

税務課の関係で1点、まず税務課のほうですが、固定資産税の関係でちょっとお聞きをした
いと思うんですが、主要施策の21ページの固定資産税、土地、家屋で出てきております。本決
算の中では、特に土地の評価額、これ20ページに出ておりますが、固定資産税評価業務、それ
から標準宅地鑑定評価業務、これらについて合わせて約1,000万円ちょっと費用を使って固定
資産に関する調査並びに今後の評価方法等の策定について行われてきておりますが、課税の課
税基準であるとか、そういうものについては非常に研究熱心でありますけれども、実際に固定
資産税をかけていく場合の徴収の関係の中でちょっとお聞きしたいのは、特に近年問題になっ
ております空き家や空き地などの所有者不明の土地等のもに関わる固定資産税、これは実際
実務の中ではどういう形になっておるかということをちょっと教えていただきたいと思ひます。

これについては、特にこの特別会計歳入歳出決算に記載している説明書の19ページに出てお
りますが、不納欠損であるとか、収入未済額等の問題に関連して、その辺のところも含めてど
ういう取扱いをしておるかということもちょっと教えていただきたいというふうに思ひます。

議長（大沢まり子君）

税務課長 丸山浩史君。

税務課長（丸山浩史君）

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

空き家等とか、所有者の不明の建物、土地というものも、現に存在しているところござい
ます。そのどなたに課税するかというのを調査をかけて相続人等を把握しつつ、もう取れる見
込みがないというものであれば、不納欠損を行うという形になるんですけど、そういう調査を
しっかりやっております。全国的に結構こういう問題がございますので、他市町村の情報も参
考にしながら進めている状況でございます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

そうすると、現状ではきちっとした精査はできていないということですね。

議長（大沢まり子君）

税務課長 丸山浩史君。

税務課長（丸山浩史君）

突き詰めて取れないというものと、あとは現状は並行して調査をかけているという状況でございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

どうしてもですか。

質問的には2回までですが。

もう一回だけ、じゃあ。

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

実際に、所有者不明の土地や家屋等については、町内だけじゃなくて全国的に増加しております。そういう中で、公共事業の推進であるとか、生活環境面において様々な問題が生じております。

我々この地方自治体としても、今後相続機会等が、高齢化社会で増加する中で、所有者不明の土地等の増加というのは、今後大きく社会問題化してくる可能性がある。そういう中で所有者情報であるとか、所有者不明の土地等の発生予防等について、当然もう今から対応していく必要がある。特に令和4年度決算数値、それから固定資産税収納額等について、それらに実際の実務として反映がされておるかどうか、その確認を最後に聞きたいと思いますが。

議長（大沢まり子君）

税務課長 丸山浩史君。

税務課長（丸山浩史君）

当然、収納額等はきっちりと精査して上げております。なお、今までに御嵩町職員を、県税事務所へ派遣し、研修派遣をさせており、滞納処分等のノウハウを学んできて、税法等に照らし合わせながら、滞納対策をしっかりとやってきております。よろしく申し上げます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 広川大介君。

2番（広川大介君）

主要な施策の52ページ、一番上の国民健康保険税等訪問徴収事業についてお尋ねしたいんですけど。

議長（大沢まり子君）

広川さん、すみません、これ特別会計ですので、今は一般会計だけで。

2番（広川大介君）

大変失礼しました。

議長（大沢まり子君）

特別会計のときをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

これで認定第1号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、認定第1号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託しましたが、民生文教常任委員会の所管部分につきましては、民生文教常任委員会で審査をしていただき、総務建設産業常任委員長にその審査結果の報告をしていただきますようお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第2号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 広川大介君。

2番（広川大介君）

先ほどは大変失礼しました。

主要な施策の52ページ、一番上の訪問徴収の件でお尋ねしたいんですけども、これ訪問徴収等々で185万円ほどの予算がありますが、これによって上の囲みに書いてあるとおり多分2%上昇しているということだと思っておりますが、金額的な面で、要は費用対効果というのがどのくらい出ているのかということを知りたいのと、併せて、もし可能であればいいんですが、徴収された方が健康で文化的な生活を営んでいるのかという部分のサポートとかということも、併せてあるのかどうかというのは、ちょっと補足で聞きたいところです。よろしくお願いま

す。

議長（大沢まり子君）

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

では、ただいまの広川議員の質問にお答えさせていただきます。

徴収につきましては、昨年度は徴収が300万6,812円が徴収員が徴収してきた額となります。ただ、こちらにつきましては年々減ってきてはおります。徴収方法がいろいろ変わってきたといった中と、こちらが取る徴収方法についても、その訪問というよりは分納とか、滞納処分とかといったところが変わって下さいというような国からの指導もございます。ですので、今年度から徴収員につきましては訪問をやめまして、費用対効果というところもありますが、文書催告であるとか、財産調査であるとか、滞納処分の徴収の業務を行っていただくように変えさせていただきます。

あと、次の質問にありました文化的に営めておるかというところにつきましては、一応訪問させていただくということになると、それだけ納付に行けないとか、銀行とか、そういったコンビニにも行けないといった中で、やむを得ずというかこちらのほうから訪問させていただいておったというところではありますけれども、こちらのほうがお金を出して一軒一軒回るのはどうかといったところとか、ほかにもちゃんと期限内に収めていただいておりますとか、自分の足で納めていただいております中で、特別的にやるのはどうかといった中で、訪問についてはやめさせていただいたというところがございます。それが文化的にどうなのかというところはちょっと考えるところではありますが、今はそのように対応させていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これで認定第2号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第2号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第3号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第3号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第3号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第4号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで認定第4号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第4号につきましては、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、民生文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第5号 令和4年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これは、下水道事業会計も同じであります。水道事業会計のほうで併せてお聞きしたいと思いますが、まず5ページの令和4年度水道事業損益計算書の下から4行目、当年度純利益1,885万円、これに対して、この資料のほうの37ページ、定例会のほうの資料がありますが、これの37ページの右上のところに、水道事業会計の連結実質赤字比率等の状況ということで、ここに資金不足剰余額が4億7,300万円という桁違いに乖離した数字がありますけれども、この辺のちょっと理解ができませんので、できれば説明をしていただければありがたい。これは、当年度純利益と、それから資金剰余額の算出の根拠が違うということであるなら、またその算出根拠を示していただきたいということで、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思うんですが。

議長（大沢まり子君）

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

まず、損益計算書につきましては、毎年の給水収益とかそういったものでいただいた料金から県水の受水費とか、電気代とかそういったものを差し引きまして、そういったものが純利益ということで計上されております。

その後の質問につきましては、ちょっと暫時休憩をお願いします。

議長（大沢まり子君）

ここで暫時休憩といたします。

午後1時45分 休憩

午後1時51分 再開

議長（大沢まり子君）

休憩を解いて再開いたします。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

申し訳ありませんでした。

ただいま谷口議員がおっしゃいました37ページの数字につきましては、決算書の9ページ、10ページでございます。

9 ページのまず一番下から 2 行目にあります流動資産の合計 5 億 8,200 万円余り、これに 10 ページの真ん中ちょっと上にあります流動負債合計 1 億 2,100 万円余り、これを引いてここからちょっと上にあります建設改良費等の財源に充てるための企業債、こちらの 1,200 万円余りを、これを足した数字ということで、ちょっと端数の関係がありますけれども、これによって算出した数値でございます。これについては、総務省の基準等でこの計算式で計算するということになっております。

簡単にいいますと、流動資産ということで現在持っております現金等から今後支払うべき借金とか、そういったものを除いた数字と、そういったものになっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

通常、私どもが水道事業会計、下水道事業も一緒ですけども、こういう資料や計算書を閲覧する機会がありますけれども、こういうところに記載されてくる金額がほかに一切分からないんですね。どういう計算の方法の中で、このような資金不足剰余額等の算出がなされておるのかというようなことが、本来は説明欄に記載するか、口頭でも、事前にこれはこういうものですよということを説明があつてしかるべきだと思うんですけども、私どもは、少なくともこの水道事業会計決算書を見ておる限りでは、こういうものは分からないというのが実情でありますので、今後、他の部分についてももう少し分かりやすいような資料説明また資料提供をお願いできればしたいというふうに思います。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで認定第 5 号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第 5 号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第 5 号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、認定第6号 令和4年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

すみません、1つ聞いておきたいことがございまして、決算書の14ページの一番上の業務量の8番のところにあります年間有収率、これが65.6%となっておりまして、令和3年度より0.4ポイント落ちてきたということなんですけれども、これ参考に他の市町村の下水道に関する有収率というのは、どのくらいのものであって、御嵩町はその水準がちょっと低いと思うんですが、これ今後どのような対策をしていくかだけちょっと教えていただけませんかでしょうか、よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

ただいまの山田議員の質問にお答えいたします。

現在、公共下水道を行っております県内の市町村では、現在の最新の記録でございます令和3年度の中では32市町村中、第27位ということでございます。平均としましては79.8%ということでございます。

有収率は、ただいまありましたように年間有収水量を、年間の汚水処理水量で除した数字のことでありまして、令和4年度は65.6%ということになっております。また、言い方を換えますと汚水処理をした全ての量に対しまして、皆様が汚水を流すことで料金をいただく対象となった汚水量、これが65.6%ということでありまして、100%が理想ということでございますけれども、そうでない理由としましては、汚水場までの町内の管路に雨水とか地下水が下水道管に混入している、そういったことが理由であると考えております。

町としましては、こうした原因を調査いたしまして、原因を特定の上、対策工事を行うことで有収率の向上に努めてまいります。以上です。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで認定第6号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております認定第6号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、議案第55号 御嵩町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

まず最初に、3点質問しますが、まず最初の第三者委員会については、今回説明にありましたように、新庁舎事業に関する第三者委員会という話を聞いております。その中の目的で新庁舎整備事業のプロセスについて、第三者による公正・中立な立場から事実関係を調査・検証しということをお願いしておりますが、そのプロセスというのが、私ちょっと想像になっちゃいますので、具体例を挙げてどういうことについて検証するのかということをお願いしたい。

次に、審議会のほうですね、リニアの発生土置き場審議会のほうです。

これについてですけど、この審議会をつくるに当たって、町長はいろんな方の声を聞くのをすごく大切にしておられますので、まず最初に、これが新聞報道されて結構時間もたっていますので、いろんな声聞こえてきているんじゃないかなというところも思いますので、これについて何か意見を、聞こえていたらそれについても教えてください。

3点目ですけど、このリニアの残土の審議会についてですけど、町有地だけでなくて民有地のほうのことについても審議の対象だという話を伺っています。ただ、審議会という形を取る以上、町の特別公務員としての委員報酬を受けて審議することになりますので、なかなか法令といったことや憲法といったところに縛られる、結構縛りが厳しくなるのかなというところを私の印象の中で持っていて、その中で審議会がどういった結論を出すかが、私にはちょっと分からないところがあるんですけど、結果次第によっては、民有地のほうですから、市

有地のことに対しての制限がかかる、売りにくくなったりとか、ちょっと盛土も駄目だよということになると、また特別公務員で構成された審議会が民有地について口を出すということになりますので、そこについての法律的のよしあしについて弁護士さんとか、そういう方に何か聞かれているのか、その点を教えてください。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、私から清水議員の1点目の質問についてお答えいたします。

今回、新庁舎等整備の関係につきまして、第三者委員会を設置するわけですが、プロセス、いろいろあるんですが、まずは現在の場所に決まった用地選定に至るまでがどのようなプロセスを経ていたのか、例えばどのような評価方法を行っていたのか、意思決定はどのように行ってきたのか。また、これ公拡法で土地の取得等を進めてきましたけれども、その経緯や、農地でしたので、農振除外のための農振法、農地転用における農地法、都市計画法など関係法令の手續に問題がなかったのかというような形、法的なプロセスのまず検証。

続いて、町の予算規模からして今の事業規模が妥当であるのか、他の類似団体との比較ですとか、今の財源の問題、将来負担比率はどうかというような、この事業費に対する検証。

続きまして、今の場所の防災的な問題ですとか、産業振興の視点から、あの場所で本当によかったのかというようなこと、それから庁舎機能ですとか、規模が本当にあの規模でいいのかというような建物の検証という、以上3点、大きく分けるとこのような形の検証を行う予定をしております。以上です。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

まず、声が入っているかということでございますけれども、今のところ役場にお越しいただいた方や電話もありませんが、現在のところ概要ということで報道されていると思いますので、注視していらっしゃる方は多いと思われま。内容も決まってくると問合せもあるかと思いま。すので、丁寧に対応してまいります。

また、民有地の審議会の対象ということで、大丈夫なのかという御心配をいただきました。いわゆる候補地Aは、町有地を含めた一体的な計画でありますので、附属機関の審議会で審議等をするに問題ないと考えておりましたが、とはいえ主に民有地でありますので、ただいま清水議員から御心配いただき、念のため法的に問題がないのか確認しておくことも必要と思えてきたところでございます。

民有地について、この審議会でいい悪いを言えるものか、また民有地に対して口を出せるのか、確認したいことをまとめまして、顧問弁護士に一度確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

議長（大沢まり子君）

7番 清水亮太君。

7番（清水亮太君）

最後の法的なことについては確認ですけど、それは委員会に間に合うようにやっていただけると認識してよろしいでしょうか。

議長（大沢まり子君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

今そのように考えているところでございます。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

すみません、私のほうからは、上2つではなくて下の2つですけれども、指定管理者の評価委員会とプロポーザルの評価委員会についてお聞きしたいんですが、指定管理者につきましては、御嵩町内を見ますと、今大体8か所程度あるんですかね、指定管理を入れておところが。全て事業者は今運営しておるようなところで、それが更新される場合に、ほかの事業者の参入とか、そういったものも考えた上での評価になってくるのか、この委員の仕事なんですけれども。またプロポーザルにしましても、募集する募集要項、そういったつくる段階である程度この候補者が絞られてくると思うんですけれども、そういった募集要項もこの評価委員会の方が、ここをこういうふうにしたらいとか、そういうところも事務携わるのか。

ここには選定及び審査に関することということしかうたっていませんので、あくまでもその選定評価だけになるのか、その辺りのところがどのようになるのかによって、この評価委員会の方々のお仕事も大分違ってくると思うんですけど、重きを置くところが。その辺りをちょっとお聞かせ願いたいですが、よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの山田議員の御質問についてお答えいたします。

基本的には選定に当たっての業務になるかと思えますけれども、案件によってケースも違ってくるかと思えますので、状況によっては最初のところから……、違いました。選定ですね。基本的には選定をやっていただく形になるかと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（大沢まり子君）

3番 山田徹君。

3番（山田 徹君）

そうなりますと、指定管理者につきましては、もうほとんどのところが今ついておるといふ、新しく施設を造る、指定管理するというのであれば、募集要項をいろいろつくってやっていくということなんですけれども、今年度補正で上がっております四季の家については、もう既に事業者が決まっております、そこが事業評価をした上で新たに継続、継続ありきというわけじゃないんですけれども、継続と認めるか認めないかというのは、あくまで事務局のほうで判断してその評価委員会のほうに、ここの事業者が今やっていますけれども、どうですかねということと言われるんですかね。その辺りのことをちょっと確認したいんですけれども、よろしくをお願いします。

議長（大沢まり子君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

基本的には、今まで事務局で一切合財全てその裁定まで含めて行っていたところを、この評価の部分については、第三者の目を入れて行うという形になるかと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで議案第55号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第55号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託す

ることに決定しました。

議長（大沢まり子君）

次に、議案第60号 御嵩町地区計画等の案の作成手続きに関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この地区計画についての条例というのは、可児市と御嵩町との境にある可児市側は、工業団地開設に伴って、その地域の関係でこれが出てきたと思うんですが、この条例を制定しておくことによって、現在はそこを意図して条例制定しますよということでありますけれども、これをほかの位置に持って行って充用するというような考え方というのは、これ今後どういう形になるんですか。

議長（大沢まり子君）

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

谷口議員の御質問にお答えします。

今回、対象となっているのは、可児市の工業団地のところに関しての条例ということでありましてけれども、今回のこの条例、谷口議員、御推察をしてみえますけれども、もし仮に今後御嵩町内において、こういった地区計画を作成する場合にも、この条例というものが関わってくるということになってきますので、御理解のほうよろしくお願いいたします。

議長（大沢まり子君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで議案第60号の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第60号につきましては、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託す

ることに決定しました。

散会の宣告

議長（大沢まり子君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9月19日に民生文教常任委員会、21日に総務建設産業常任委員会をそれぞれ開催していただきますようお願いいたします。

次の本会議は9月29日午前9時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後2時12分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 大 沢 まり子

署 名 議 員 奥 村 悟

署 名 議 員 伏 屋 光 幸

